

婦人勞働調査資料号外

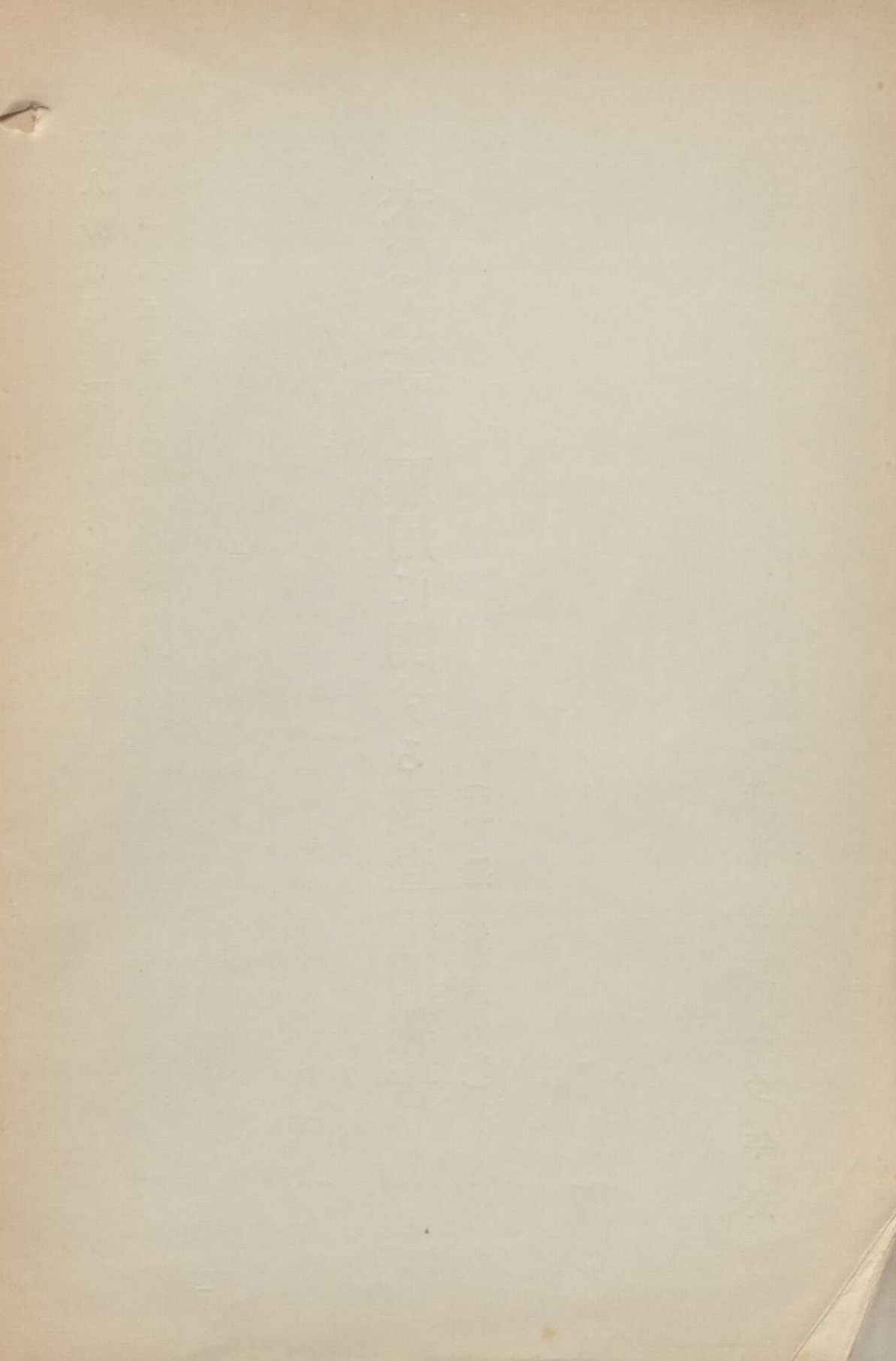
一九五四年八月調

69

未亡人等の雇用に關する調査中間報告

(製造業の部)

勞働省婦人少年局



調査の概要

調査結果の概要

一 未亡人等雇用の概況

1 雇用分布

イ 産業別

ロ 規模別

ハ 一事業所当り未亡人等雇用数

2 雇用の形態

イ 常用、臨時別

ロ 生産労働、管理事務、雑役別

3 労働条件

イ 賃金

ロ 労働時間、労働日数

二

未亡人等雇用の特性

1 雇用労働者としての未亡人等の特性

イ 年齢

ロ 学歴

ハ 勤続年数

三

ニ	扶養家族	一五
ホ	特殊技能	一六
ヘ	未亡人等の種類	一七
2	未亡人等雇用の経路	一八
イ	一般女子採用条件	一九
ロ	現職につくまでの経路	二〇
ハ	現職に就いた方法	二一
	未亡人等の身上関係	二二

1

家族構成

イ	主たる家計の支持者別	二三
---	------------	----

ロ 家族構成

		二三
--	--	----

ハ 子供について

		二四
--	--	----

2

住居

		二六
--	--	----

3

家計

		二七
--	--	----

イ 収入

		二七
--	--	----

ロ 支出

		二八
--	--	----

ハ 社会保険

		二八
--	--	----

四

未亡人等の雇用に関する要望

		二八
--	--	----

1

雇用者の意見

		二九
--	--	----

イ 未亡人等を雇用している事業所の意見

		二九
--	--	----

付
表

ロ	未亡人等を雇用していない事業所の意見	三一
2	未亡人等の要望	三三

I	産業別未亡人等の職種分布表	
II	製造業における未亡人等職種名索引	

未亡人等の雇用に関する調査中間報告

調査の概要

この調査は、未亡人等の職業対策の一環として、その基礎資料をうるために、本年八月全国一斉に実施したものである。

昭和二十五年の国勢調査によれば、夫と死離別した婦人、いわゆる未亡人等の数は四九六万をかぞえ、そのうち、一八才未満の子を有する母の数は一八〇万人と推計されている。このような母子家庭をふくめて、多くの未亡人等の生活は、戦後の社会福祉行政の焦点とされてきたにも拘らず、最近のきびしい経済情勢のなかでは、女手に一家を支え、子女を扶養してゆくことは容易ではなく、生活保護をうけている女世帯は被保護世帯総数の五五％を占めている状況であつて（昭和二十七年厚生省調査）未亡人等の経済的自立をはかるための総合的福祉対策が、つよく要望されるに至つた。

婦人少年局では、このような情勢の重要性に鑑み、本年度の施策として、^{註一}未亡人等の職業対策をとりあげ、婦人少年問題審議会において、審議をすゝめているが、その手がかりとなる基礎資料に乏しいため、同審議会婦人労働部会の議を経て、本調査を実施する運びとなつたのである。

今回はその第一段階として、ひとまず、調査対象を常時三〇人以上の労働者を使用する工場（^{註二}製造業）に働く未亡人等に限定し、二次にわたつて調査を実施したが、第一次は（郵便調査）一定の抽出割合にもとづいて抽出した四三〇〇事業所について、未亡人等雇用の有無を把握し、さらにそのなかから、未亡人等を雇用する事業所七〇〇を抽出し、雇用されている未亡人等五、三五〇人について、第二次、面接調査を実施した。

調査の重点は、もとより雇用の実情、職業上の問題点等におかれてはいるが、現在未亡人等を使用していない事業場からも、未亡人等の雇用に関する意見をきいて、参考とした。

第一次調査は、婦人少年局から対象事業所宛直送したが、第二次調査は、本省の指示に基いて、各都道府県婦人少年室長が主管し、臨時調査員によつて行われた。なお、本調査には、本年度新たに任命された全国各地の婦人少年室協助員の協力援助があつたと報告されている。

郵便調査の回収率は七三・五％であつたが、そのうち、未亡人等を雇用している事業所は八二・五％に当り、未亡人等の雇用範囲

は相当に広いことがあきらかにされた。

本調査は、ひきつゞき、非製造業に雇用されている未亡人等について実施し、ひろく全産業にわたる雇用の特性を把握して、未亡人等の職業対策に資する構想である。

(註一) 未亡人等とは、夫と死離別したもの、夫未帰還のもの、夫が疾病その他で労働不能のものをさし、扶養家族の有無、年令を問わない。

(註二) 製造業は日本評準産業中分類による左の業種である。

製	造	業
食 料 品	製 造	業
煙 草	製 造	業
紡	織	業
衣 服 及 び 身 廻 品	製 造	業
木 材 及 び 木 製 品	製 造	業
家 具 及 び 装 備 品	製 造	業
紙 及 び 類 似 品	製 造	業
印 刷 出 版 及 び 類 似 産 業		
化	学	工 業
石 油 及 び 石 炭 製 品	製 造	業
ゴ ム 製 品	製 造	業
皮 革 及 び 皮 革 製 品	製 造	業
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品	製 造	業
第 一 次 金 属 製 品	製 造	業
金 属 製 品	製 造	業
機 械	製 造	業
電 気 機 械 器 具	製 造	業
輸 送 用 機 械 器 具	製 造	業
医 療 機 械 理 化 学 機 械 写 真 機 光 学 機 械 器 具 及 び 時 計	製 造	業
そ の 他 の	製 造	業

調 査 結 果 の 概 要

一、未亡人等雇用の概要

工場には、どれ位の未亡人が、どんなところに、どんなかたちで、働いているだろうか。この頃では、未亡人等の雇用の割合、雇用の形態、労働条件などの角度からその分布状況のあらましを展望し、工場労働者としての未亡人等の位置をたしかめてみよう。

1. 雇 用 分 布

本調査によつて把握された工場に働く未亡人等の数は、推計五五、八〇二人であるが、これに今回の調査対象とならなかつた常用労働者三十人未満の事業所に働く未亡人等の数を加えれば、工場には、相当数の未亡人等が働いているものとおもわれる。

けれども、これを、一般女子労働者数と比較すれば、未亡人等雇用の割合はどうであらうか。

本調査の対象となつた、常用労働者三十人以上を使用する製造業の事業所に働く女子労働者数は、七二四、九九五人であつて、労働者総数の三二・五％に相当するが、そのなかで、未亡人等数の割合は七・七％にすぎない。つまり、女子労働者

一〇〇人のうち、未亡人等は、約八人しか働いていないことになり、全般的にみて工場における女子労働者の雇用は、一般女子労働者が大多数を占めていて、未亡人等数の割合は極めて低いことがわかる。(第一図)

イ 産 業 別

しかし、未亡人等雇用の割合を産業別にみると、産業の特性によつて、その傾向は異つてゐる。(第1表)

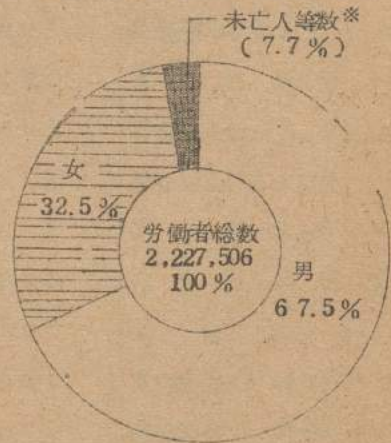
女子労働者数に対して、未亡人等を雇用する割合が一八％以上を占めている製造業は、木材木製品、家具及び装備品、第一次金属であるが、とりわけ、第一次金属では働く女子の割合は低いにも拘らず、そのなかで未亡人等の割合の-highいことが注目される。

そのほか、輸送用機械器具、金属製品、ガラス及土石製品、紙及類似品、石油及び石油製品、機械、印刷出版等の産業には、女子労働者数のなかの一〇％以上、未亡人等の分布がみられ、これら産業には比較的多くの未亡人等が働いているものとおもわれるが反面、女子労働者が圧倒的多数を占めている紡織業、衣服及身廻品製造業においては、未亡人等雇用の割合が極めて低く、前記各

第 1 図

工場労働者のなかの未亡人等雇用の割合

1954年5月 婦人少年局 調



※ 未亡人等数は女子労働者の内数(%)

第 1 表

産業別未亡人等雇用の割合

1954年5月末日現在 婦人少年局調

産 業 別	男女労働者数(A)	女子労働者数(B)	未亡人当数(C)
		$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{B}$
総 数	100%	32.5%	7.7%
食 料 品 製 造 業	100	39.1	9.2
煙 草 製 造 業	100	49.9	7.1
紡 織 業	100	71.5	4.8
衣服及び身用品製造業	100	72.6	5.9
木材及び木製品製造業	100	22.2	18.8
家具及び装備品製造業	100	16.4	18.1
紙及び類似品製造業	100	21.3	14.6
印刷出版及び類似産業	100	19.7	10.5
化 学 工 業	100	22.3	8.9
石油及び石油製品製造業	100	17.1	13.8
ゴム製品製造業	100	48.2	6.3
皮革及び皮革製品製造業	100	22.3	8.7
ガラス及び土石製品製造業	100	26.5	14.8
第一次金属製造業	100	8.8	18.1
金属製品製造業	100	17.9	15.0
機 械 製 造 業	100	12.6	11.6
電気機械器具製造業	100	28.7	5.7
輸送用機械器具製造業	100	8.6	15.5
医療機械、理化学機械、写真機	100	29.7	6.5
光学機械器具及び時計製造業			
そ の 他 の 製 造 業	100	47.8	10.4

産業と較べて対照的である。
なお、未亡人等雇用の割合については、このように産業別の差異はあるが、未亡人等は、全産業にわたってひろく分布し、未亡人等の全く働いていない産業はみられない。

次に、未亡人等数の規模別分布状況をみると、(第2表)常用労働者五〇〇人以上の大規模事業所に働く未亡人等の割合は二九・二%であるが、未亡人等は、むしろ、これよりも小規模の事業所に分布の割合がたかくなっている。

同じく、本調査における一般男女労働者数を規模別にみると、男女とも、その約半数が常用労働者五〇〇人以上の事業所に分布し、規模の小さくなるにつれて次第に分布の割合が低くなっている点、未亡人等とは異った傾向を示している。

なお本調査の対象となつた事業所数の規模別割合は、常用労働者五〇〇人以上が少く(五・八%)一〇〇人〜四九九人で二七・二%、三〇人〜九九人の事業所数は最も多い。(六七%)

第3表

未亡人等数別事業所数(%)

1954年5月婦人少年局調

事業所当り平均数	人数
未亡人等	4.6
総数	100.0
3人未満	38.1
3人〜10人	49.2
11人〜50人	12.2
51人〜100人	0.4
101人〜300人	0.1
300人〜以上	0%

註 0% は 0.1% 未満

ハ 一事業所当り未亡人等雇用数

未亡人等の一事業所当り平均雇用数は四・六人であるが、全般的にみて、一事業所当り、三人〜一〇人程度雇用する事業所が多い。(第3表)

なかには、未亡人等、約九〇〇人を雇用している事業所(第一次金屬製造業)もあり、また、一〇〇人以上を雇用している紡織業、化学工業、ガラス及土石、第一金屬、輸送用機械器具等の製造業もあるが、これらはいずれも、総労働者数二、〇〇〇人以上を擁する大規模事業所であつて、全国で一二事業所にすぎない。

第2表

規模別未亡人等数(%)

規模	未亡人等	女	男
総数	100.0	100.0	100.0
500人以上	29.2	41.0	43.0
100〜499人	35.7	37.2	30.3
30〜99人	35.1	21.8	19.9

1954年5月末現在

婦人少年局調

2. 雇用の形態

イ 常用、臨時用

未亡人等は、その殆んどが（九二・一％）常用労働者であつて、一ヶ月において三〇日以内の期間を定めて雇用され、あるいは、日々雇用される臨時または日雇労働者は、未亡人等一〇〇人中約八人の割合にすぎない。

一九五四年三月、婦人少年局が実施した家庭内職調査によれば、職に従事する婦人は外に働きに出たい（四七％）が、家事のために、また、適当な職業がないために働けに出来ないといふ述べているが、こうして工場に雇用されている未亡人等は、この点、一応の安定を得ているといえるであらう。

（註） この調査で常用労働者とは、生産労働者、管理、事務、及び技術労働者いづれを問はず、調査期前二ヶ月の各月において

十八日以上、または前六ヶ月において通算六〇日以上、同一事業主に雇用された労働者をいう。

従つてこれに該当する労働者は、たとえ臨時または日雇の名称で呼ばれていても常用労働者とみなされる。

ロ 生産労働、管理、事務、雑役別

未亡人等の工場における仕事の分野を大別してみると（第4表）生産労働者が最も多く七五・二％を占めている。

生産労働者とは、調査票に、工員、平工員とあらわされているもので、直接生産物の生産される現場ばかりでなく、その補助部門においても、生産業務、あるいは生産工程に関する記録業務等に従事している未亡人等はこれに該当している。

このほか、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究等の部門を担当する事務員、技術員及び職長、組長等の監督的労働者としての未亡人等は、一二・八％であるが、そのなかには、経理課長、会計課長、営業主任、工員監督、織布見廻、作業係長、解版職長、納本係長、包装工長、現場監督、保健主任、寮母長など、職場の地位のたかい未亡人等がふくまれている。

雑役の一二％は、単純作業に従事する未亡人等であつて、前者と略々同じ割合である。

第4表

生産労働、管理、事務、雑役別未亡人等数（％）

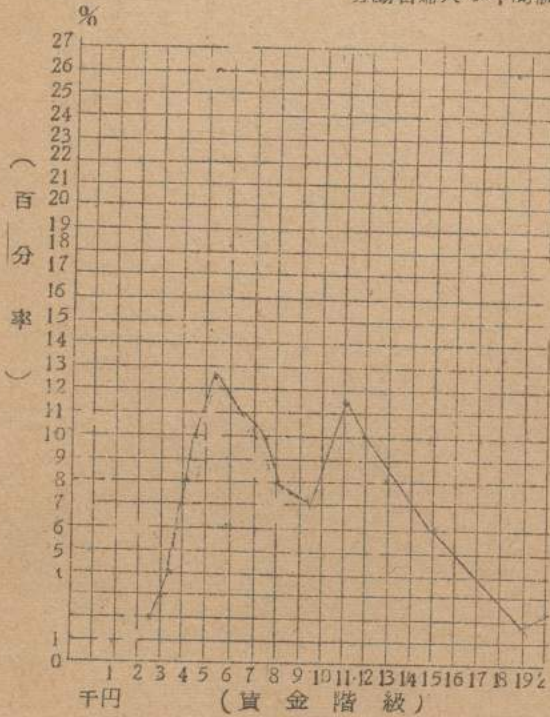
1954年5月

数	100.0%
生産労働	75.2
管理、事務	12.8
雑役	12.0

婦人少年局調

第2図(A)
賃金階級別未亡人等分布(1954年5月)
(製造業)

労働省婦人少年局調



未亡人等の分布状況を賃金面からみると、(第2図A)一人当り月額(一九五四年五月分、毎月きまつて支給する現金給与)五、〇〇〇円〜一〇、〇〇〇円の層が大半(四八・四%)を占め、そのほかは、各賃金階層にわたつて広く分布している。このような未亡人等の賃金階級別分布曲線は、一九四九年の個人別賃金調査(労働省労働統計調査部調)における製造工業の男子労働者の傾向(第2図B)と相似して、未亡人等の雇用が一般女子と異つた要素をもつてゐることをあらわしている。

よお、全月額五、〇〇〇円未満の低賃金層にある未亡人等の数は、全体の一七・六%であつて、全女子労働者が五、〇〇〇円未満の所得層に全体の九〇%集中している状態とは全くその分布を異にしてゐる。

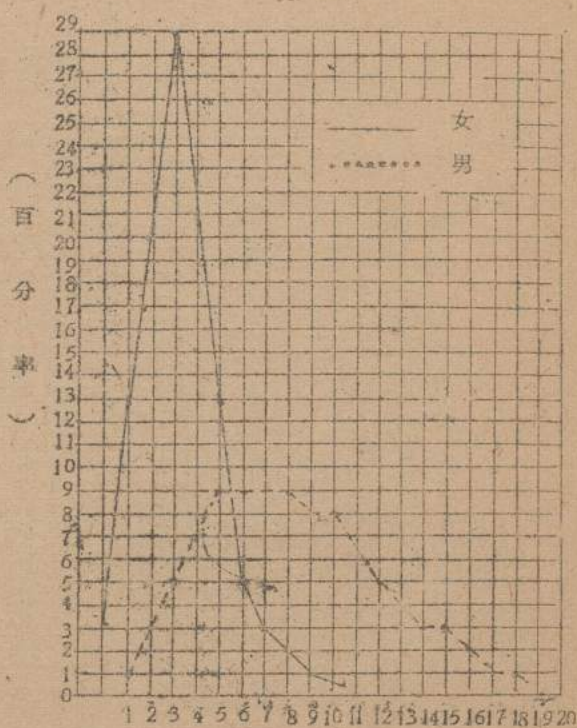
けれども、未亡人等の一人平均月間現金給与額について、男子と比較してみると、一般女子の給与に近接していることがみいだされるであらう。

未亡人等の五月分、一人平均月間現金給与額は九、〇四二円であつて、毎月勤労統計調査(労働省労働統計調査部調)における同年同月の女子一人平均月間給与額(全じく製造業)七、四〇四円よりは上廻つてゐるが、これは、勤続年数、年令、従事している仕事の種類、扶養家族数等の相違によるものであつて、全じく男子労働者の平均一八、〇八三円に比較すれば、未亡人等の平均給与はその五〇・〇%

第2図(B)

賃金階級別労働者分布(1949年11月)
(製造工業)

労働省労働統計調査部調



の生活の比重がうかゞわれる。

コ 労働時間、労働日数

未亡人等の一ヶ月平均労働時間は、一八八・五時間であつて、前掲毎月勤労統計調査における全年全月の女子(製造業)平均労働時間一九四・三時間よりは、下廻つてゐる。けれどもこれを規模別にみると、労働者五〇〇人以上の事業所に働く未亡人等の六一・三%は一九〇時間以内の労働時間に分布しているが、五〇〇人未満の事業所に働く未亡人等の場合は、約三五・三九%であつて、二〇〇時間と二一〇時間働く未亡人等の割合が多くなつてゐる。

労働日数についてみると、一ヶ月一人当り平均二四・一日で、全体の約五〇%は、月二〇日〜二五日出勤している。二五日以上

にすぎない。

参考までに、一九五三年における全産業女子平均賃金の男子に対する割合をみると、女子は男子の約四四% (前掲毎月勤労統計調査)であり、製造業における平均はこれより低く、男子の約四〇%となつてゐる。

このような、一般女子の賃金水準にへながらる未亡人等の賃金にひいては次項でのべるような未亡人等の雇用の特性に起因するものが多く、一概にいうことはできないが、男子と全じように、一家を支え、子女を扶養するものの多い未亡人等にとつて、一般女子と共通した賃金水準のなかに、未亡人等

いっているものは、約四二%で、やはり、労働者五〇〇人未満の事業所程、未亡人等の一ヶ月の実働日数は多くなっている。前掲毎月勤労統計調査における同月の製造業平均実働日数は男子二四・六日、女子二四・一日であつて、未亡人等とあまり差異がみられないが、一家の支柱となつて働いている未亡人等にとつて、労働時間と実働日数は、また、他の一般男女労働者以上に、密接に関連をもつていゝのであらう。

三、未亡人等雇用の特性

一の項では、未亡人等の年令、學歷、勤続年数、扶養家族、特殊技能等を概観し、これを、一般男子労働者、女子内職従事者と比較して、工場に働く未亡人等雇用の特性を知るとともに、現工場に就職するまでの雇用の経路をあきらかにしたものである。

雇用労働者としての未亡人等の特性

イ 年 令

本調査にあらわれた未亡人等の平均年令は四一・一才であつて、年令階級別にみれば、分布密度は三五才と四九才の間が最も高く、未亡人等の六四%を占めている。(第5表一A)

第5表一A

年令階級別未亡人等分布

(累積比) 1954年5月

婦人少年局調

		未亡人等
平均年令		41.1才
総数		100.0%
20才未満		0.04
20～24才		1.2
25～29才		7.0
30～34才		21.6
35～39才		45.0
40～49才		85.6
50才以上		100.0

一九四九年の労働者個人別資金調査によれば、製造工業における男子の平均年令は、三二・二才、女子の平均年令は二三・四才であつて、女子雇用者の七六%が二五才未満に集中している(第5表一B)、これと比較すれば、工場には平均して、一般男女労働者よりかなり高年令の未亡人等が生産にたづさわつてゐるわけである。

若干高年令の実例をあげれば、四〇才一製本工、四一才一選品工、四三才一タイピスト、四六才一保母、四七才一製薬工、四九才一反毛工、五三才一仕立工、五五才一管巻工、操糸工、六三才

第 5 表 — B

全産業の男女及び年齢階級別労働者分布（累積比）

1949 年 11 月 労働省労働統計調査部調

	男	女
平 均 年 令	32.5才	23.8才
総 数	100.0%	100.0%
20才 未 満	14.6	67.0
20 ～ 24才	32.1	75.6
25 ～ 29才	48.6	84.0
30 ～ 34才	62.5	88.6
35 ～ 39才	75.3	92.7
40 ～ 49才	93.1	98.0
50才 以 上	100.0	100.0

「函詰工、六五才—検査工、六六才—解版工、六六才—炊事婦、六七才—縫製工、七一才—寮母、などあり、年令別に未亡人等の従事する職種を俯瞰すれば、（第六表）生産の直接部門、間接部門をとわず、年をとつても尚働きつづけている未亡人等の姿がほらふつするであろう。

このような未亡人等の年令別分布状況は、女子の内職従事者の年令分布と相似して（第3図）、女手に一家の生計を支えるために働いている未亡人等は、家庭の外に職業を得ている婦人も外に出て働くことの困難なために内職に従事している婦人も、略、年令層を同じくしていることがうかどえるが、この二者はまた、前掲、労働者個人別賃金調査における一般女子雇用労働者の年令別分布状況とは、著しく相違した位置に、全くちがったカーブを示している。

戰業別年令階級未亡人等數(%)

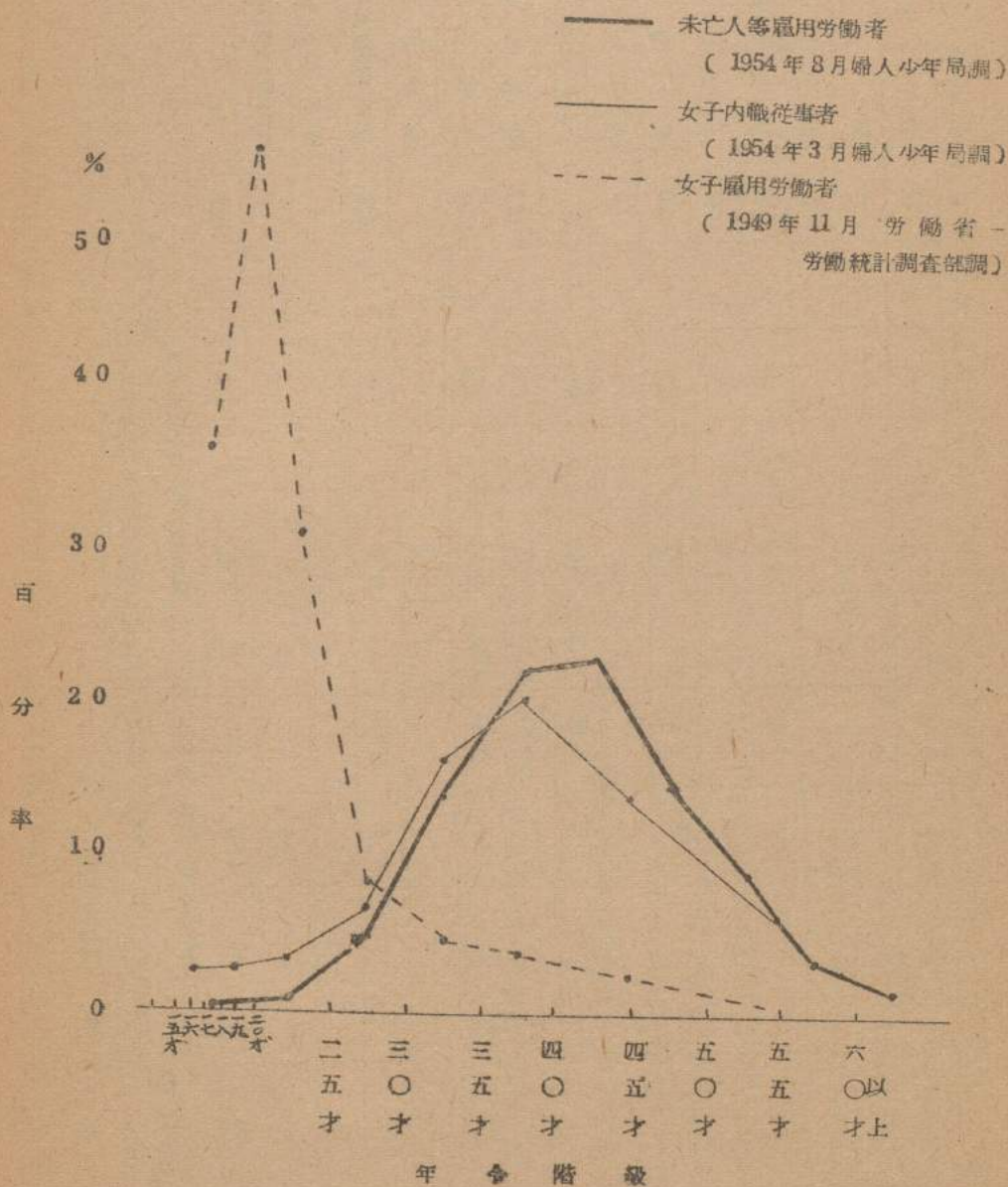
1954年8月 婦人少年局調

現在の年令		総数	20才未満										20才以上										以上、年令不明
職業別	総数	100	—	0.7	5.2	13.2	26.1	28.5	15.5	7.7	3.0	2.0	0.1										
農業者、林業者及び類似従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
漁業者、及び類似従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
採鉱、採石従事者及び類似従事者	100	—	—	—	—	25.0	—	50.0	25.0	—	—	—	—										
運輸機関運転従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
製造修理従事者	100	—	—	0.7	5.6	14.5	26.2	25.1	14.9	7.5	3.1	2.2	0.2										
その他の生産従事者	100	—	—	0.4	4.2	8.4	26.3	32.0	15.6	8.8	2.6	1.7	—										
専門的、技術的職業従事者	100	—	—	0.8	3.3	18.5	27.4	26.9	19.2	0.8	2.3	—	0.3										
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
事務従事者	100	—	—	2.4	9.2	22.2	29.8	22.1	10.0	3.1	1.1	0.1	—										
売買及び類似従事者	100	—	—	—	—	24.0	4.0	48.0	20.0	4.0	—	—	—										
サービス職業従事者	100	—	—	—	2.6	14.6	28.7	25.4	18.6	10.0	2.7	2.1	0.3										
分類不能の職業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
無職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
職種不明	100	—	—	—	—	7.5	54.7	34.0	3.8	—	—	—	—										

職業別は日本評準職業分類による、註、

図 3 未亡人等の年齢別分布状況

(女子内職従事者と女子雇用労働者に対する比較)



第8表

勤続年数別未亡人等数 (%)

1954年8月

平均勤続年数		6.2年
総	数	100.0
1年未満		6.5
1年以上3年未満		15.7
3年以上5年未満		20.7
5年以上10年未満		42.4
10年以上20年未満		11.5
20年以上		3.1
不明		0.1

婦人少年局調

前掲 労働省の個人別賃金調査によれば、男女各々を一〇〇として、(旧学制による)小学校教育者は女子七四・六%、男子七六・一%で、未亡人等の割合は、これよりやや高くなっている。

中等教育卒業者の割合は、女子二四・七%、男子一七・一%で、未亡人等の割合は、男子をやや下廻る程度であるが、大学専門学校卒業者は男子が六・八%で、未亡人等の割合(〇・六%)は、はるかに低く、女子雇用者の平均(〇・七%)と全じように、高等教育を受けた未亡人等が男子に較べて如何に少ないかをあらわしている。

ハ 勤続年数

未亡人等の平均勤続年数は六・二年で、(第8表)前掲個人別賃

學歷を、初等、中等、高等の三段階に区分してみると、(第7表) 未亡人等の大部分(八一・七%)は初等教育終了者である。中等教育を受けたものは、旧制高等女学校が一五%、新制高校は極めて少く十数人しかぞえる程度である。高等教育を受けたものは、一〇〇人中僅か一人の割合で、また、極めて少数であるが、そのなかには、若干の新制大学、旧制大学の教育を受けた未亡人等がみられる。

(註)

學歷の三段階区分は、一九五四年三月、文部省調査に根據における學歷構成に準じ、「初等教育」には、小学、高等小学、「中等教育」には、新制高校、旧制中学、「高等教育」には、専門、師範、大学等がふくまれる。

このような未亡人等の學歷の傾向を、一般労働者の平均と比較してみよう。

第7表

學歷別未亡人等数 (%)

1954年8月

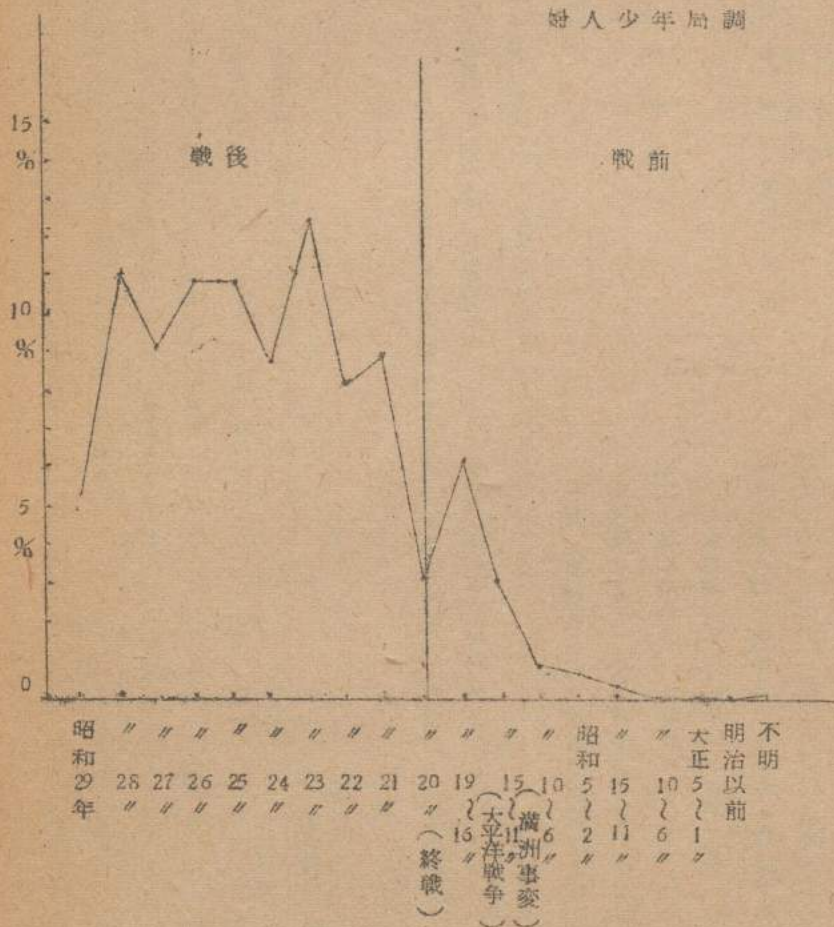
學歷別	%
総	数
初等教育	100.0
小学	37.5
高等小学	44.2
中等教育	15.0
旧中学	0*
新中学	0.6
高等教育	0*
高、専門	0*
新大学	0*
旧大学	1.3
その他	1.4
不明	

婦人少年局調

註 0*は0%未満

入社 の 年 次 別 未 亡 人 等 数 (%)

婦人少年局調



入社 の 年 次 別

— 14 —

では、これら未亡人等は、いつ頃から現在の工場に働いているだろうか。入社時期にさかのぼつて、履歴の跡を追つてみよう。

(第4図)

先づ総数において戦前と戦後の著しいひらきが注目される。戦前では、昭和七年の満洲事変から太平洋戦争中に働きはじめた事がたかいが、戦後は昭和二三年を頂点として以後、戦後の激しい経済変動のなかに、戦時中の三と四倍に相当する多くの未亡人等が工場の働き手となつて今日まで続いているわけである。これは、未亡人の勤続年数が三年と十年未満に多いことが裏付しているが、一方、一〇年以上、つまり戦前から引きつゞき一〇年と二〇年勤続している割合の少ないことも、一般女子雇用者と異なる未亡人等の特性であつて、このような未亡人等のなかには、勤続によつて習得した特殊技能によつて、現在工場の現場監督、班長、工長、係長等指導的地位につき、熟練工として働いている人たちもみうけられる。

扶養家族

未亡人等の扶養家族数は平均一・四人であつて、(第9表の1)前掲労働者個人別賃金調査における製造工業の女子平均〇・一七人をはるかに上廻つてゐる。また、全じく男子の平均二・一人よりはひくい、女手一人と三人の扶養家族を抱えた未亡人等は、全体の約六四%を占めるほか、四人と五人の家族を扶養している未亡人等もみられ、その生活の容易でないことがうかがわれる。扶養家族の総数は、子供が殆んど一八五・三%であつて、工場には、いわゆる母子世帯の未亡人等が多く働いていることがわかる。

第9表の1

扶養家族数別未亡人等数(%)

1954年8月

平均扶養家族数1.4人		
総	数	100.0
0	人	26.3
1	人	30.6
2	人	22.4
3	人	10.8
4	人	3.6
5	人	1.2
無	記	入
		5.1

婦人少年局調

第9表の2

扶養家族の統制別未亡人等数(%)

(扶養家族をもつものについて)

1954年8月

総	数	100.0%
子	供	85.3
	親	8.8
義	父(母)	2.2
弟	妹	0.4
そ	の	他
		2.2
不	明	1.2

婦人少年局調

第10表

特殊技能別未亡人等数(%)

1954年8月 婦人少年局調

職業分類別	%
総 数	100.0
農業者、林業者及び類似従事者	0*
漁業者及び類似従事者	—
採鉱採石従事者及び類似従事者	—
運輸機関運転従事者	0*
製造修理従事者	1.4
その他の生産従事者	0*
専門的、技術的職業従事者	1.3
管理的職業従事者	0
事務従事者	1.4
売買及び類似従事者	—
サービス職業従事者	0.1
分類不能の職業	—
無 職	78.7
不 明	17.1

註1) 職業分類は日本標準職業分類。

註2) 0*は0.1%未満

一九五〇年一〇月、婦人少年局が、婦人の地位向上を目的として実施した全国女世帯実態調査では、特殊技能をもつものが全体の三〇%あり、一九五二年九月、厚生省児童局が母子福祉対策のために行った全国母子世帯調査では、特殊技能をもつ母の割合は、全体の五七%である。また、前掲の家庭内職実態調査（一九五四年三月婦人少年局調）

(第9表の2) けれども、また、扶養家族をもたない未亡人等の割合も二六・三%みられ、養育する子女をもたない一人者の未亡人等、または、どうにか子女が一人だちして、親子共働きをしている未亡人等、工場では、扶養家族をもたない人たちが雇われ易い実情を裏言しているようである。

特殊技能

一家の生計を支えてゆかなければならない未亡人等にとつて、特殊技能の有無は特に重要な要件であるが、職業に必要な特殊技能を有する未亡人等は至つて少く、全体のわずかに四・二%にすぎない。(第10表) そのほかの未亡人等は殆んど特殊技能をもたず、(七八・七%) 前項の学歴と全じように、極めて低調である。

未亡人等の特殊技能としてここにあげられているものは、保健婦、看護婦、調理士、衛生管理者、薬剤師、教員、電話交換取扱者等、免許証、適任証をもつものと、旋盤、操糸、織布、動力ミシン、タイプ、算盤等、極めて小範囲にとどまつている。

第11表の1

未亡人等の種類別 未亡人等数(%)

1954年8月 婦人少年局調

未亡人等の種類	総数	死別	離別	疾病	不具	未帰還	行方不明	その他	無記入
	100.	73.9	16.8	3.6	0.3	1.3	1.9	0.4	1.8

第11表の2

未亡人等になつた時期別未亡人等数(%)

(死別、離別について)

1954年8月

年次別	死 別	離 別
総 数	100.0	100.0
明治44年末まで	0.2	—
大正 1年～14年	0.1	0.9
昭和 1年～ 6年	1.7	3.8
昭和 7年～16年	16.0	14.8
(満洲事変より大 平洋戦争まで)		
昭和17年～20年	49.0	12.2
(大平洋戦争中)		
昭和21年～29年	33.0	68.3
(戦 後)		
不 明	0※	0※

註 0※は0.1%未満

婦人少年局調

未亡人等の種類

では女子の内職従事者の特技あるものは、全体の三〇%となつていて、本調査における特殊技能をもつ未亡人等数は著しく少いように思われるが、前記諸調査にとりあげられている特殊技能のなかには、農業技術、和洋裁、手芸、茶の湯等広範囲の技能がふくまれ、しかもその割合は、殆んどこれらの技能で占められている実情であつて、本調査にあげられているような、専門的技術的技術、事務的技術、生産的技術等職業的特殊技能をもつ割合は、やはりどの調査の場合も至つて少くなつてゐる。たゞその割合は、製造業に働く未亡人等を対象とした本調査において最も少く、工場には、学歴、特殊技能、いづれも低い未亡人等が多く働いていることをあらわしている。

このように、女世帯、母子世帯をふくめて、未亡人等の特殊技能が少ないことは、戦前の婦人の地位、学制に関連した一般の婦人の問題と共通していえることであるが、とりわけ、未亡人等の、にわかに一

第12表

前職種別未亡人等数(%)
1954年8月 婦人少年局調

職業分類別	%
総 数	100.0
農業者、林業者及び類似従事者	2.3
漁業者及び類似従事者	0※
採鉱採石従事業及び類似従事者	0.1
運輸機関運転従事者	0※
製造修理従事者	13.0
その他の生産従事者	2.6
専門的、技術的職業従事者	1.2
管理的職業従事者	0.2
事務従事者	3.2
売買及び類似従事者	0.7
サービス職業従事者	2.0
分類不能の職業	0.1
無 職	45.8
不 明	28.7

註1) 職業分類は日本標準職業分類

註2) 0※は0.1%未満

例えば、製糸工、織布工、縫製工、旋盤工、陶工、靴工、プレス工、製本工、小学校教員、女学校教員、看護婦、助産婦、郵便局員、秘書、公吏、店員、賄婦、家政婦、女中、日雇、新聞売、魚商、八百屋、行商、集金人、保険外交、遊技場従業員、託児所世話係、美容師というように、さまざまな仕事

家の支柱を支つたため、家庭人から、不馴れの工場に入つたという特殊事情を考えてみなければならぬ。

第11表の1によれば、工場に働く未亡人等のうち、死別が最も多く(七三・九%)その死別の内訳をみると(第11表の2)太平洋戦争中が約半数(四九%)を占め、満洲事变当初から、戦争直後に死別した割合を合せれば、全体の九八%に相当している。つまり、死別の未亡人等は、殆んど戦争の影響を直接、間接にうけた人たちといえるだろう。

次に割合の多い離別した未亡人等は、戦後急激に増加している。(第11表の2)

そのほか、夫の入院中のもの、失明、不具、長期病床にあり労働不能のもの、事業に失敗して家出したもの、素行がおさまらず行方不明のものなどある。

従つて、未亡人等の多くは前職歴をもたず、本調査では、その約半数は無職としるされてある。(第12表)

あきらかに記載されたものの、職種はまた千差万別である。

うか、その雇用の経路をあきらかにするまえに、調査対象卒業所の一般女子の採用条件にふれてみよう。

一般女子の採用条件

未亡人等の採用は、もとより一般女子の採用条件が適用されるわけであるが、未亡人等の特性のために、その条は雇用の隘路となつて未亡人等の行手をさえぎっている場合が多い。第13表は、女子採用条件のあらましをみたものであるが、先づ、年令についての条件をもっている事業所のなかでは、三〇才未満を雇入れの条件としている事業所が約半数（四八・八％）あり、採用条件ではないが、従業員三〇人と九人未満の事業所のなかには、女子のみの停年を三〇才、あるいは三五才に低くして、高年令女子の雇用を制限している事業所も少数かぞえられる。

1954年8月
婦人少年局調

第13表
一般女子の雇用条件別事業所数(%)

総 数		100.0 %
条 件 あ り	小 計	74.8
	年 令	31.0
	学 歴	18.4
	経 験	12.6
	そ の 他	12.8
別 に 条 件 な し		24.4
無 記 入		0.8

次に、学歴では、中学卒業を条件とするもの七二・三％、高校卒業が二一・六％であつて、大学、専門卒業程度の女子を採用する場合に至つてわづか（〇・一％）である。

経験では、無経験者で差支えないという事業所が五七・七％、経験者を採用条件としている事業所のなかでは、小規模の事業所程、一年と三

年未満の経験者をのぞむ率がたかくなつてゐる。

そのほか、女子に特殊な採用条件として、手先の器用さ、視聴覚の正確さ、健康、客容端麗、美声などの身体的条件、道義性、勤

勉性、明朗性、協調性、企劃性、指導性、清潔性などの精神的条件を特にあげている事業所もみられる。

環境的条件としては、独身の女子、住込可能のもの、通勤距離の近いもの、身元確實なものなどである。

未亡人等は、この一般条件のほかに、先づ未亡人等であること自体が問題とされている。

例えば、未亡人等であることが理由となつて採用を見合せる場合と、職種によつて未亡人等であるがために、採用される場合とがある。後者の場合、未亡人等の採用を前提として、子供の少いこと、永年勤続のできるもの、世帯の経験のあるものなどがある。

なお、一般女子採用の時期は、学校卒業期（三四・八％）よりも、随時採用がやゝ多い。（四三・六％）

第15表

現職につくまでの経過年数別未亡人等数 (%)
1954年8月 婦人少年局調

平均経過年数		4.1年
総 数		100.0 %
経 過 年 数	1 年 未 満	16.5
	1 ~ 3 年 未 満	20.5
	3 ~ 5 年 未 満	17.1
	5 ~ 10 年 未 満	23.4
	10 ~ 15 年 未 満	5.1
	15 ~ 20 年 未 満	1.6
	20 年 以 上	0.8
未亡人等になる以前から現職にいた。		13.9
年 数 不 明		1.1

第14表によれば、大多数の未亡人等は、未亡人等になった当時の年令において、既に一般女子雇用者の平均年令二三・四才（前掲個人別賃金調査）を上廻っていたわけであつて、いわゆる年輩になつて働かなければならなくなつた人々たちである。以後、現職につくまでの経過年数（第15表）は、にわかに一家の支柱を失い、女手に手足まといの子女を抱え、生計をたてるために苦勞をかさねた歳月の跡であらう。

それぞれの特殊事情は異なるかもしれないが、平均四・一年、長い人たちで五年と一〇年、丁度終戦後の混乱のなかであるだ

工場に働く未亡人等の種類については、前項で述べたとおりであるが、さらに、現職との関連をみるために、未亡人等になった当時の年令についてみることにしよう。

こゝでは、未亡人等になつた当初から、現在の工場に職を得て、落ちつくまでの経路をあきらかにしたものであつて、いわば、戦

募集の方法は、工場労働者の紹介、その他の縁故採用が大半（四八%）を占めているが、公共職業安定所（二六・一%）、学校（一五%）などの方法も、かなりとられている。

未亡人等の雇用の機会には、このうち、どの方法に多く見出されているだろうか。

現職につくまでの経路

未亡人等は、その特性のために、職業に就くまで幾多の難關をおつてゐることが予想される。

第14表

未亡人等になつた当時の年令階級別未亡人等数 (%)
1954年8月 婦人少年局調

年令別	%
総 数	100.0
20 才 未 満	0.6
20 ~ 25 才 未 満	11.6
25 ~ 30 才 未 満	30.1
30 ~ 35 才 未 満	27.8
35 ~ 40 才 未 満	16.4
40 ~ 45 才 未 満	6.9
45 ~ 50 才 未 満	3.4
50 ~ 55 才 未 満	1.7
55 ~ 60 才 未 満	0.4
60 才 以 上	0.2
不 明	0.9

に一層の困難がしのばれる。

この期間における未亡人等の転職回数をみると、その実情は、なお一層あきらかになる。未亡人等の半数近く（四二％）は、この期間に子供を抱えながら転々としている。その回数は、一回と二回が最も多いが、（四六％）三回と四回もかなり多く、数えきれないほど何回もしたというものもある。

転じた仕事の種類もまた多い。留守番、使い歩き、農業、家事手伝、風呂屋手伝、女中、豆腐屋手伝、料理屋下働き、家政婦、メイド等、家事使用人的のもの、かつき屋、駄菓子屋、などの自営的のもの、日雇人夫、選炭婦、ペンキ屋、潜水夫のポンプ押し海女、船頭等、かなりの重労働もあり、前項に述べた前職種などもふくめて、転職した職種をみれば、生活のために、選択の余地もなく、どんな仕事をも構わずに働いてきた、この間の未亡人等の苦勞がにじみ出ている。

転職の回なかには、内職をしていたものがふくまれている。前掲家庭内職調査では、内職従事者の八五％は女子となつていて、未亡人等の内職に従事していたものは多く、和洋裁、ボタン付、袋・ウチワ張り、人形つくり、手袋刺繍、鼻緒、ガラ紡下請フトン修理等のほかに、たゞ内職と書かれたものも多い。三二才で夫に死別し、内職をしていたが、体を悪くしたので、織布工になつた未亡人、一人息子に戦死され、一人とり残されて、娘時代に働いた工場を訪ね、雇われたという五二才の母もある。

それから、現職について、平均勤続年数六・二年、未亡人等になつた当初から数えて現在まで、平均九・一年の年月が未亡人等の上を経過している。

第 16 表

現職についた当時の年齢階級別
未亡人等数（％）
1954年8月婦人少年局調

平 均 年 令	3	4	5	才
総 数	1	0	0	0.0 %
20 才 未 満	2.9			
20 ～ 25 才 未 満	5.0			
25 ～ 30 "	17.3			
30 ～ 35 "	26.2			
35 ～ 40 "	25.7			
40 ～ 45 "	12.7			
45 ～ 50 "	0.4			
50 ～ 55 "	2.7			
55 ～ 60 "	1.2			
60 才 以 上	0.6			
不 明	0.3			

へ 現職に就いた方法

前にも述べたように、未亡人等はさまざまな曲折を経て、ようやく、現職に辿りつき、一応の安定をえたわけであるから、現職についた当時の年齢は、一般女子雇用者の年齢に較べてはるかにたかい（第16表）ことはいふまでもない。例えば、三四才で施盤工になつた未亡人、三五才で糊付工、三九才で倉庫整理婦、四一才で縫事婦、四五才で研磨工、四八才で縫工、

第 17 表

現職をみつけた方法別未亡人等数(%)

1954 年 8 月 婦人少年局調

方法別	%
総数	100.0
職業安定所	4.9
広告	3.6
縁故	75.0
その他	16.0
不明	0.5

元(元)で縫役、五才で織布見廻り(元の職場に復帰)などである。

では、どんな方法で現職につくことができたのだろうか。

前に、調査対象事業所における一般女子の採用条件の項でこの点にふれておいたが、未亡人等の就職の機会は、やはり、縁故による割合が最もたかい。(第 17 表)縁故では、知人の世話が大半を占め、次いで兄弟親戚の世話。夫の元の雇主の世話などである。知人の場合は、未亡人等が現在働いている事業所または、ほかの事業所に働く雇用労働者の世話が多く、夫の元の雇主の世話で、夫の以前働いていた工場や、その傍系の事業所に働いている未亡人等もある。その他は、結婚前からひきつづいて働いていた。未亡人等になつて以後、現職場に配置転換してもらつた、前に働いていた工場に復帰した、自分で直接工場に頼みにいつた、ことである。

なお、このように、結婚前に仕事をもつていたものは、比較的、採用条件も優利であるが、結婚前に仕事をもつていたものは相当数あつても(第 18 表)結婚后ひきつづいて働いていたもの、未亡人等になる以前から引きつづき働いていた未亡人等の数は、全体の一三%にすぎない。

公共職業安定所に出かけて仕事を求めた割合は少なく、(四・九%)前掲家庭内職調査(婦人少年局調)の場合(七・三%)と全じようである。

第 18 表

結婚前の仕事の有無別

未亡人等数(%)

1954 年 8 月

有無別	%
総数	100.0
あり	51.9
なし	47.6
不明	0.5

婦人少年局調

三、未亡人等の身上関係

工場に出て働いている未亡人等は、家庭にどんな問題をもつていようか。それは一家を担つて働く未亡人等の雇用にかい関連をもつていよう。そこで、主たる家計の支持者である未亡人等を主体として、その家族構成、子供について、住居、家計等、身上のあらましについて、雇用の観点から、ふれてみよう。

1. 家族構成
イ 主たる家計の支持者別

第 19 表

主たる家計の支持者別
未亡人等数 (%)

1954 年 8 月 婦人少年局調

家計支持者別		%
総	総	100.0
本	人	85.5
本	小 計	13.5
人	子 供	4.1
以	兄 弟	2.5
外	父 母	3.1
	義 父 母	0.2
	そ の 他	0.8
	不 明	2.8
不	明	1.0

を中心としてみることにする。

ロ 家族構成

主たる家計の支持者である未亡人等の家族数は一人と三人が多く、平均二・二人である。(第 20 表) 兄弟、親類等に頼っている未亡人等に比較すれば(四・二人) 小人数の家族であるが、家族のなかで、収入をもつて手助けすることのできるものは少く、家計の負担は未亡人等に殆んどかゝっているわけである。

家族の種類別にみると、未亡人等は子供と一語に生活しているものが多く、

第 20 表

主たる家計支持者別平均家族数及び平均有職家族数 (%)

1954 年 8 月 婦人少年局調

主たる家計支持者別 平均家族数別	総 数	本 人	本人以外	不 明
平均 家 族 数	2.5 ^人	2.2 ^人	4.2 ^人	1.9 ^人
平均有職家族数	0.7	0.6	1.6	0.6
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0 人	5.4	6.2	—	11.0
1 人	23.4	26.0	6.0	28.8
2 人	26.1	28.2	13.4	19.9
3 人	20.1	20.5	18.9	3.2
4 人	11.2	9.9	19.0	9.8
5 人	5.8	4.0	17.8	4.3
6 人	3.7	1.7	16.6	2.3
7 人	0.8	0.3	4.0	—
8 人	0.3	0.1	1.7	—
9 人	0.3	—	2.0	—
10 人以上	0.1	0%	0.6	—
家族数不明	2.8	3.1	—	20.7

未亡人等を大別して、主たる家計の支持者が本人である場合と家計を独立させずに本人以外の誰かに依存している場合とあるが工場に働く未亡人等は、前者が多く、(八五・五%) 殆んど女手家計の責任を担つて働いている。(第 19 表) 本人以外の子供、父母、兄弟、その他を頼つて生活している未亡人等の割合は少く(一三・五%) またこれらの人たちには、未亡人等の身土の特性は比較的少ないものと見做されるので、以下、主たる家計の支持者

第 21 表

家族の種類別未亡人等数(%)

(主たる家計の支持者について)

1954年8月婦人少年局調

家族の種類		%
総 数		100.0
自 分 ひと り		6.2
子供と住んでいるもの	小 計	86.8
	子供とのみ	61.5
	子供と夫	2.1
	子供と親	17.1
	子供、夫、親	0.3
	子供きょうだい(親せき)	5.8
	子供、他人	—
親	と	1.8
夫	と	0.2
きょうだい(親せき)	と	1.9
他人	と	—
その他		0*
不明		3.1

(ハバ・ハ%)その大部分が、子供を扶養していることがわかる。(第21表)
 なかでも、母と子のみでくらししている、いわゆる母子家庭の多い(ハバ・五%)ことが注目される。
 自分ひとり(ハバ・二%)のなかには、夫や息子に先立たれて一人ぐらしのもの、婚家に子供をのこして、離婚したもの、子供の
 ないものなどである。

病気や不具の夫を扶養している未亡人等もみられる。

子供について

未亡人等の雇用について、子供に關することは
 当面の重要課題とされている。そこで、特に、未
 亡人等の子供についてとりあげてみよう。

先づ工場に働いている未亡人等の子供について、

年令別をみると、(第22表)小学、中学の義務教

育年令の子供が全体の半数(五〇、七%)を占め、

五才以上二〇才が二七・九%、二五才以上一七・

第22表

子供の年令別未亡人等数(%)

(主たる家計の支持者について)

1954年8月
婦人少年局調

子供の年令別	%
総 数	100.0
6才未満	4.0
6~13才未満	32.7
13~15才未満	18.0
15~18才未満	18.0
18~20才未満	9.9
20~25才未満	13.3
25~30才未満	3.4
30~35才未満	0.6
35~40才未満	0.1
40才以上	0*
不明	0*

第23表の1

子供の面倒をみる人の有無(%)

(主たる家族の支持者について)

1954年8月

婦人少年局調

子供の面倒をみる人		%
総数		100.0
ある	n	18.2
なし	し	77.6
不明	明	4.2

働いている二〇才前後の子供もある。成人して、母と同じ事業所や、その他の工場、会社、病院等に働いている子供もあるが、年少労働者の場合は、母にプラスするほどの収入はなく、むしろ、屢々、母の援助を要する家族であると未亡人等は述べている。高等学校(定時制をふくむ)に通う子供もあり、なかには大学に通わせて、働く母の唯一の張合としていると記したものもあるが、その数は、数えるほど僅かである。

このほかに、失業中のもの、定職なく日雇をしているもの、小児麻痺、結核、心臓病、

第23表の2

子供の面倒をみるものが無い場合について(%)

1954年8月

婦人少年局調

子供の面倒をみる人		%
総数		100.0
子供なし		12.3
手のかかる子供なし		81.1
里子にやつてある		0.1
施設にあづけてある		0.6
その他		1.4
不明		4.5

いる。(第23表の2)

それにしても、未だ、小学、中学に在学中の子供が多いので、家事処理の責任は殆ど未亡人等が(八五%)自分で担っている。

「子供の面倒をみる人」の大半は、同居している実母または姑であつて、託児所にあづけて働いているものは、全体の二%にすぎない。

「近所の人が面倒をみてくれる」が、少数あつた。

次に、子供について、住込で働いているもの、かなり多く述べられている。例えば、大工、塗装、製箱、ガス風呂、メガネ、印刷製本、製靴、製菓、理髪、美容院、洋服、店員などに見習として住み込んでいる年少労働者、ゴム、機械、鉄道、書店、新聞店、畳屋、バス車掌、料理屋女中などで

を占めているが、学令以前の児童の少い(四%)ことが目立つている。これは、四才未満の乳幼児を有する世帯が全体の二七%を占めている内職世帯(前掲家庭内職調査)の場合と対照的であつて、足手まといの子供を抱えている未亡人等の雇用の隘路を裏書している。

このように、未亡人等は、子供がとにかく学令に達したために、家の外に働きに出られるようになったということは、「働きに出ている間、子供の面倒をみる人は誰か」の問に対する未亡人等の答のなかにもあらわれている。(第23表の1) 即ち、子供の面倒

第25表

住居の種類別未亡人等数(%)

(主たる家計の支持者について)

1954年8月 婦人少年局調

住居の種類	%
総数	100.0
母子寮	1.5
寄寓	6.6
公社宅、寮	18.7
間借	9.7
借家	24.5
自宅	36.3
その他	2.5
不明	0.2

第26表

住居の室数別未亡人等数(%)

(主たる家計の支持者について)

1954年8月 婦人少年局調

総数	100.0
1室	31.5
2室	29.0
3室	18.0
4室	10.9
5室	4.4
6室	2.0
7室	0.6
8室	0.4
9室	0.2
10室以上	0.2
不明	2.8

寮母、炊事婦、雑役等仕事の都合で住込みのもの、夫の前の職場でそのまゝ住宅を支給されて働いているもの、特に雇用者の配慮によるものなどであつて、職業をもつて働く未亡人等にはみられる特性であらう。

自宅、借家は、その室数別にみれば、一・二部屋の割合が多い。(第26表) なかには、一部屋に幾家族か同居していると書かれたものもあつたし、六畳にほかの家族との同居もある。また、親戚の納屋に子供連れでいるもの、中学校の一隅で立退かなければならない。

2.

住居

未亡人等の住居は、自宅(三六・三%)と借家(二四・五%)が、大半を占め(第25表)寄寓と母子寮の割合は少い。

公社宅、寮に住むものの割合もかなり(一八・七%)みられるが、これは、

精神薄弱児、戦災による身体障害者など、未亡人等の重荷となつて、その心を煩わしている子供のことを書いたものもあつた。

なお、未亡人等の多くは(六七・三%)子供の成長如何を問わず、ずつと働きつづけた(第24表)といつてゐる。子供が成人するまでと思つて働いている未亡人等は二一・五%で、ある程度資金をためて子供のために自営の商売をしたいという意見も僅かみられた。

第24表

仕事をいつまで続けたいか(%)

(主たる家計の支持者について)

1954年8月 婦人少年局調

総数	100.0 %
他の仕事に代りたい	4.3
ずつとつづけた	67.3
子供が大きくなるまで	21.5
結婚してやめたい	1.3
その他	4.3
不明	1.3

第28表

生活保護その他の公的扶助
等別、未亡人等数 (%)(主たる家計の支持者について)
1954年8月 婦人少年局調

項 別	生活保護	その他の 公的扶助	知人の援助
総 数	100.0	100.0	100.0
あ り	5.5	16.6	6.2
な し	90.1	79.5	89.7
不 明	4.4	3.9	4.1

イ 収 入

未亡人等の勤務先手取給与月額は、七月末日現在、主たる家計支持者の場合、平均七、八一五円で、総収入の七〇%を占めている。それに勤務先以外の諸収入を加えて(第27表)一、〇五〇円が平均実収入総額である。

「本人のその他の収入」は、勤務先からの収入以外の内職、副職、手伝などをさすもので、その割合は少い。「本人以外の家族の勤務収入」は、子供の収入が主となっている。

生活保護をうけている割合は極めて少く、(第28表)工場に働く未亡人等は、殆んど自立の家計を営んでいることがうかがわれる。

「その他の公的扶助」をうけている未亡人等の割合は少いが、七月は、支給される月に当たっていたため、該当者の収入額は、普通の月よりも上廻っていた。「その他の公的扶助」の欄に記されたものは、厚生年金、遺族年金、寡婦年金、恩給などである。

家計は、その個人差が最も甚しく、一概にいうことはできないので、あらましの傾向について述べることにする。

三、家 計

住居で全般的にみられることは、通勤距離の近いこと、従つて徒歩通勤の多いことである。交通機関を三〇分以上利用するものは、親類に頼つて生活している農村の未亡人等に多く、主たる家計の支持者である未亡人等の大部分は、徒歩三〇分以内であつて、事業所からみれば、未亡人等は工場周辺を給源とする労働者であるといえよう。

第27表

主たる家計の支持者につき総
収入内訳 (%)1954年7月末現在
婦人少年局調

	%
総 収 入	100.0
手 取 給 与	70.4
本人のその他の勤務収入	4.4
本人以外の勤務収入	15.3
生活保護による収入	1.3
その他の公的扶助	6.7
親せき知人の個人的援助	1.4

その他の親戚知人等の援助は少く、

ロ 支 出

主たる家計の支持者の一ヶ月平均支出総額は、七月末日現在、一〇、二三三円で平均一人当りの生計費は、五、四〇九円となっている。

支出費目では、食料費のための割合がたかく（六二％）教育費、家賃、家事処理費ともに支出の五％内外である。最も少いのは、交通費であり、託児費の記入は殆んどみられなかった。

なお、このほかに、夫の生前の医療費、借金等を返済している。商売をするための積立をしているなど、稀に書かれてあった。

ハ 社会保険

以上述べたような未亡人等の生活の裏付をなすものに、健康保険、厚生年金等、社会保険があげられている。殆んど未亡人等が、社会保険に加入しているが、（第29表）工場に働いているためにえられる社会保険の保障が、どんなに未亡人等の生活の支えとなっているかを、その意見のなかで述べているものが多い。（第四、未亡人等の雇用に関する要望参照）

四 未亡人等の雇用に関する要望

第29表

社会保険加入別未亡人等数(%)
(主たる家計の支持者について)

1954年8月
婦人少年局調

加入 之加入別	健康保険	失業保険	厚生年金
総 数	100.0	100.0	100.0
加 入	95.3	94.3	93.3
不 加 入	1.4	1.7	2.4
不 明	3.3	4.0	4.3

工場に働く未亡人等は、どんなことを考え、なにを要望しているだろうか。そのなかには、未亡人等ばかりでなく、ひろく一般女子の職業に示唆するさまざまな問題がみられるので、未亡人等の雇用に関する声を原文のまま、とりまとめて参考とした。
なお、雇用者（現在未亡人等を雇用していない事業所をふくむ）の意見を併せ収録した。

イ、未亡人等を雇用している事業所の意見

○ 未亡人等を雇用する利点

本人が生計を維持しなければならないものは仕事に真剣で、必死に働く勤続年限が長く、定着性がある。

どんな仕事でもいやがらずにする。

仕事に対する責任感がよく、気まぐれをいわない。

出勤率がよく、気分がむらがない。

年少労働者に対し、小母さんの心遣いをみせて職場に温か味と落着をつくる。

高度の技術を身につけたものは、若年者のよき指導員となりうる。

独身寮の管理等は積極的に責任をもつて勤める。

家庭的な苦勞をつんでゐるため、外来者、新人工員等に対する態度がよい。

細かい点に注意がゆき届く。

男子よりも、低賃金ですむ。

○ 未亡人等雇用上の配慮

採用について

同じ採用条件ならば未亡人等を採用する。

健康ならば無条件でとす。

元従業員の子、身元確実なものは優先する。

適職あるときに採用

事業所が避地であるため、むしろ未亡人等を採用する。

労働時間について、

労働時間でも、できるだけ自由を与え、家庭と工場が円滑にゆきよき考慮する。

朝夕、休憩時は希望により帰宅を許可する。

残業は本人の希望により考慮

交替制では昼専に入れる。

給与について

本人が世帯主故些か優遇

特別手当などを支給している。

扶養家族数に応じて考慮する。

生活保証給制度実施

技術養成につとめ増収に導く。

甲出により給与支払日前に支給するなど便宜を与える。

職場配置について、

適職、本人の希望する職場に配置する。

精神的安定の保てる職場につける。

永続できる様な職場に配置

手先の仕事、軽労働につけるようにする

間接部門に配置

子供について、

子供の義務教育完成に配慮

学校参観日、遠足等には代休を与える。

食費免除、通学せしむる。

子供の養育、教育等につき相談日をもうける。

作業場内に一室を設け、子供の遊び場、宿題等をする場所に当てる。

会社内に親子同居させる。

保育所を利用させる。

子女は無条件に優先採用

クリスマス、子供の日等に贈物をする。

そのほか、授乳室の設備あり、特に寄宿舎の一室、社宅を与える。生花、茶道、婦人一般教養、情操の陶冶につとめる。安全衛生思想を普及し、労働量と休養の均衡をはかる。病气等の場合は経済的援助をする。家庭経済にも留意するなどである。

○ 国、公共団体等に対する要望

何等かの機関で一定期間技能を訓練し、経験者、有技能者として求職せしめること。

技術を身につけるため特に未亡人等を対象とした職業輔導機関を設けること。

工場労働者に適するよう、積極的に体力の養成、職業輔導、内職の斡旋等をする公共機関の設置。

働く未亡人等の場合、公共託児所において優先的に依託できるような法的措置を講ずること。

働く未亡人等の幼児の生活を保護する適当な方法を決めてから求職せしむること。

国家的な保護対策を樹て雇用者側と協議すること。

コ 未亡人等を雇用していい事業所の意見

未亡人等に限らず、女子一般の雇用に共通する理由として

重工業であるから女子に適当した職種がない。

事務以外の現場仕事に女子はむかない。

女子は若い者を採用する。

女子には住込、寄宿制度をとっている。

女子は未婚者を採用する。

女子は移動率がたかいので採用しない。

単純反復労働は年少者で足りる。

特に未亡人等の雇用に関する意見として、

乳幼児を抱えた人は困る。

家族を扶養する程の給料は出せない。

科学的技術的知識に乏しい。

技術習得に困難あり、

社風になじみ難く、順応性に乏しい。

二交替制だから世帯持ちは困る。

家事と労働の二役には無理が生じる。

個人的な問題と職場の観念を混同する。

饒舌、就業時間不正確、遅刻、早退、が多く、喫煙ほか風紀などで管理上困ることがある。

研究心、向上心に乏しい。

能率が上らず、打算的である。

けれども、次の条件ならば、雇用してもよいと前提して

縁故の未亡人ならばよい。例えば社員の家族等。

真面目で、若い人の指導に向く人、

健康でよく働く独身者

乳幼児がなく、そのための施設が不要ならばよい。

三年以上の経験ある熟練工、有技能者

出勤率のよい人

住込可能の人

未亡人という境遇に甘えない人

一般労働者と同じ条件ならばよい。

なお、計理、その他の一般事務熟練者、タイプ、電話交換、看護婦等の特殊技能をもつもの、主婦、炊事婦、清掃婦、寮管理人等

は、現在雇用していないが、将来、未亡人等の雇用が可能な職種としてあげられる。

生産工程では、若い男女工員の好まない地味で長期熟練を要する職場、根気、慎重性、落着き、気分の恒常性を要する職種には、未亡人等を雇用することができるといふ意見を付して職種事例をあげた事業所もかなりみられた。

2. 未亡人等の要望

仕事や職場についての感想や要望は別になると答えたものが多く（六五・五％）むしろ、雇用されていることを喜んで働いているという声の方が多かつたが、述べられた意見のなかより、一、三拾つてみよう。

○ 職場について困ると思うこと。

賃金について

特別の技術もないので仕方ないと思うが生活が苦しいのでもう少し給料をあげてほしい。

最低の賃金をきめてほしい。

男と同じに子供を育て、ゆかなければならないのに、給料で男の人と差があることは非常に悲しい。

給料の遅配がついて困る。

三〇年勤続しているが、昇進もせず、昇給額も少く、給料も上らない。

兄の家と同居だからやれるが、自分の給料では生活できない。

仕事、職場について

コンクリートの床に一日立ちづめで疲れる。

屋外作業で雨の日は合羽をきるがぬれる。

終日たてつけに働くので若い人はつとまらず、未亡人だけが働いている。

ほこりがひどい、水にぬれる。水の中に手を入れどうし。塗装で手が荒れる。

朝の出勤が人より一時間も早い。

職場に休憩する場所、女の便所がほしい。

雇用について

臨時で雇用が安定してないので心配
停年が男五五才女四五才で、女だけが早くやめなければならぬ。
結婚すると女は臨時雇にまわされる。

近日、二交替制になるらしいが、働けなくなるので心配
企業整備の時、未亡人等を対象にしないように、
未亡人等の安定して働ける職場がほしい。
もつと各工場で未亡人等を雇つてほしい。

○ 職場についてよいと思うこと。

賃金について

毎月きまつて給料をもらえるのでよい。

内職とちがつて固定給のあることはありがたい。

内職よりもまとまつた金が入ると、働く時間がきまつているのでよい。

賞与など世帯主にはよけいもらえる。

家事や農業の手伝よりも賃金がもらえるのでよい。

仕事、職場について

若い頃働いた職場でなれているので、仕事はえらいが働く毎日が楽しい。

人のなかで働いたことがなかつたので、辛いこともあるが、仕事をもつて働くことは晴ればれする。
施設がよく備つていて働きやすい。

仕事の性質上、子供と一諸に働けるのでよい（寮母）

仕事があるだけでもありがたいのに、職場の人がみな親切なので元気に働ける。

雇用について

定職があるということは有りがたい。

困難なこともあるが、自力で働けるので張りきつてゐる。

健康保険、失業保険等あるのでよい。

夫の前の職場で親切にしてもらつて気持ちよく働けるので苦勞したことは夢のような気がする。

体をこわしたが、首にもならず、安易な仕事に配置換えしてもらつた。

停年をすぎても、特別な事情をくんでもらつて働いている。

不幸な他の未亡人のことを思えば、雇われてゆけることはとても有りがたい。

○ 子供と雇用について

子供をつれて働かなければならないので今までに何回も解雇され、転職した。

働くために子供三人を寒家にあづけ、別居しているので気がかりでならない。

雇主の理解で子供を大学まで出すことができた。

子供の幼いときは家計も苦しく、労働と家事の両方とも骨がおれたが、雇主がとてもよく面倒みてくれたので、最近では子供たちもそれぞれ独立することができました。

子供の成長が何より楽しみで働いている。(この感想は特に多い)

就職前は生活保護であつたが、こうして職がもてると子供の肩身もひろく、将来のためによいとおもう。

○ 社会一般について

乳幼児のある間は、内職で生活できるようにしてほしい。

働く母のための託児所、母子寮を増設してほしい。

女一人で子供を育てることは容易でないことを理解してほしい。

未亡人等は子供の成長を何より楽しみに働いているのに、片親の子供は就職できないというのは本当だろうか。

むしろ未亡人の子供を優先採用する制度をつくつてほしい。

自分の身にひきくらべて、若い人たちは結婚に是非手に職をつけておくようすゝめる。

少し位ミシンが踏めるのでは定職としてなりたくないから、子供には、しつかりしたうでをつけてやりたい。

未亡人等に世間の眼は冷いので自然にひがむようになるが、それにまけないように一生懸命働いて、世しく生きたい。

村の人は雑役という仕事をさけすむ。

未亡人等を特別視する差別感を改めてほしい。(特に男子に対して)

働く母のためにも一般少年少女の不良化を防止してほしい。

働いて将来はなにか自力で商売でもしたい。

そのほか、一般社会保険については、よくわからないという意見がみられ、寡婦年金、厚生年金等をもらつて一息ついたなどもあつた

おわりに或る織布工と雑役の感想を掲げてむすびにかえる。

織布工

夫のなくなつたときは子供が小さく、家庭で仕立物、人形づくりなどの内職をしていたが、賃金が安く困るので、仕事をもとめて転職願回、やつと現在の工場に入つて生活のメドがついたが、それまでは子供を抱えて、何度死のうかと思つたかたしれない。

雑役

二才で夫を失い、乳幼児を抱え、つとめることもできず、家で内職したが賃金が安いので漸く現在の仕事についた。この仕事は採石現場の雑役で汚い仕事だが、子供のためにせいたくは云えない。少しでもかせぐために働きたい、いつしうけんめい、働けるだけ、働きつづけたい。

産業中分類	職業大分類	採鉱、採石従事者及び類似従事者	製造修理従事者	その他の生産従事者	専門的、技術的職業従事者	事務従事者	売買及び類似従事者	サービス職業従事者
食料品製造業			20 25 26 27 33 34 38	43（その他の生産従事者） 44（単純労働者）	52	70 71 74	80（商品販売仕入従事者）	92 93
煙草製造業			38	43 44	50	70 71 72 74		92 93
紡織業		21	24 25 26 27 38	43 44	50 51 52	70 71 72 73 74	80	90 92 93
衣類及び身廻品製造業			24 25	44	50	70		92
木材及び木製品製造業			26 38	43 44		74	80	92 93
家具及び製備品製造業			25 38	44				93
紙及び類似品製造業			26 27	43 44	52	70 71 72 73 74	80	92 93
印刷出版及び類似産業			27 28	43 44	52	70 71 72 73 74	80	92 93
化学工業		20 21 24 27 30 32 35 37 38	43 44	52 54	70 71 72 73 74			90 91 92 93
石油及び石炭製品製造業		20	29	54	71 74			92 93
ゴム製品製造業		30	24 25	43	70 74			92
皮革及び皮革製品製造業				44				92
ガラス及び土石製品製造業	10（採掘従事者）	32	43 44	52 54	70 71 72 73	80		92 93
第一次金属製造業	13（選別破砕従事者）	20 21 24 32 35 38	43 44	52 54	70 71 72 73 74	80		92 93
金属製品製造業		20 26 38	43	52	70 71 74	80		90 92 93
機械製造業		20 24 26 38	43 44	52 54	70 71 72 73 74			92 93
電気機械器具製造業		20 21 28 35 38	43 44	52 54	70 71 72 73 74			92 93
輸送用機械器具製造業		20 21 22 24 26 28 31 38	43 44	52 54	70 71 72 73 74	80		92 93
医療機械理化学機械写真機光学機械器具及び時計製造業		20 21 23 38	43 44	52	70 71 72 74			92 93
その他の製造業		20 30 35 38	43 44	52	70 71 74			92 93

(註)

製造修理従事者

20（金属加工従事者） 30（ゴム製品製造従事者）
 21（電気技工電気機械器具製造） 31（皮革及び皮革製品製造）
 22（運輸装置製造） 32（土石陶磁器セメント及びガラス製品製造）
 23（その他の金属製品製造） 33（飲食品加工）
 24（紡織） 34（食肉魚貝酪製品及び保存食品製造）
 25（織物製品製造） 35（化学薬品製造及び関連作業）
 26（木材及び木製品製造） 37（油脂及び油脂製品製造）
 27（パルプ紙紙製品製造） 38（その他の製造修理）
 28（印刷製本）
 29（石油及び石炭製品製造）

専門的、技術的職業従事者

50（技術者）
 51（教員）
 52（医療保険技術者）
 54（その他の専門的職業従事者）

事務従事者

70（文書人事関係事務員）
 71（会計物品関係）
 72（交通通信関係）
 73（応接関係）
 74（その他の）

サービス職業従事者

90（保安職業従事者）
 91（家事サービス）
 92（対個人サービス）
 93（その他のサービス職業）

付表 Ⅱ

製造業における

未亡人等の職種名索引

(職務単位 二五五六種類)

食料品

煙草

紡織

衣服

木材

家具

紙

印刷

化学

石油

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	製 缶 工
	25 織物製品製造従事者	麻 袋 修 理
	26 木材及び木製品製造従事者	製 樽 工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	ホツヂキス箱止(キャラメル)、サツクリ(粉袋)製袋工
	33 飲食品加工従事者	製麺工、製品仕上工、キャラメル切筋工、昆布乾燥工、容器整理工、塀詰工、揚槽工、澱粉工、計量工、昆布葉巻工、カリント仕上工、肉詰工、撰別工、醸造工、クリーミング工(カン詰)、玉造工、準備工、仕上工、溶り塀係、粉砕工、釜差し工、樽詰工、分配工、容器工
その他の生産従事者	34 食肉、魚肉酪製品及び保存食品製造従事者	ビン詰工
	43 その他の生産従事者	倉庫婦、包装工、レッテル貼、印刷係、函印付、出荷、預係、テープ貼、箱詰工、缶拭き工、撰塀工、縄ほどき、正掉布修理、整理工、空塀係
	44 単純労働者	ビン洗工、小使、封紙検量工、原料係雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、衛生管理者、監督、保健婦
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	文書受付発送事務、統計事務、タイピスト、検収、製品分析試験
	71 会計、物品関係事務員	経理、物品出荷事務
	72 交通、通信関係事務員	交 換 手
	74 その他の事務員	記録事務、現場事務、信用事務、厚生事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	販売員(構内売店)
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事婦、風呂番、接客婦、寮母、被服修理
	93 その他のサービス職業従事者	その他の雑役、掃除婦

註 1) 産業分類は日本標準産業分類による

2) 職業分類は日本標準職業分類による

30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

煙 草 製 造 業

1954 年 8 月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	38 その他の製造修理従事者	葉揃組長、装置機運転、糊調製、葉組工、截刻工（補助的）、巻上機操縦、装置済品検査、中骨調理工、解放調理、巻上品検査、葉揃工、葉割配合工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、ボール箱詰工、包装済品検査、材料品受払
専門的、技術的職業従事者	50 技 術 者	葉組組長、装置機作業長
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	タイピスト、業務統計、業務管理、庶務（一般庶務）、給与
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	74 その他の事務員	厚生事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	洗濯婦、炊事婦、食堂給仕、寮母、寮布団修理婦、副舎監、クラブ接待婦、留守番、保母、託児所雑役及助手、風呂番、クラブ管理人
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、一般雑役、清掃人

紡 織 業 (其の一)

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	ボットモーターホルダー修理工 ボットモーターコイル修理工 ボットモータースイッチ修理工
	24 紡 織 従 事 者	保温工、織布工、整理工(テンター)、仕立検工、世話係 準備工(はぬい)、乾燥工、ぬき巻、練篠工、ホルダー 工、製麻工、転写工、管運搬工、糊付工、掃除工(ノッ ル洗滌)、撚糸工、繰糸工、絹掃除仕上工、整経工、精 紡工、織布仕上工、紐揚工、糸巻工、糊付台持工、磯こ しらえ準備工、染色仕上工、布糸の洗滌漂白工、製網工 メリヤス編立工、紡績検査工、混綿工、粗紡工、紡績検 査、機織工、節取工、木管検収工、検反工、揚返工、メ リヤス検査工、開俵工、経通工、玉揚工(ドツフアーエ) 打綿工、延展工、剪毛工(別珍)合糸工、煮藏係、調合 工(フェルト)、撰綿工、撰綿工、ローラー工、再操工 捲返工、織機調整工、手織工、梳綿工、精練指導、引込 工、編立工、繰糸指導、紡織指導、準備工(かせのまゝ で管にまけぬ為)
	25 織物製品製造従事者	ミシン製縫工、裁断工、刺繍工、洋服仕立職、修繕工、 縫製工、刺繍仕上工、検査工、仕立職
製造修理従事者	26 木材及び木製品製造従事者	縄縄工、葉打工、屑しめ(葉屑を機械でしめる)、葉撰 別工、調木撰別工、木管修理工
	27 パルプ紙、紙製品製造従事者	封 筒 工
その他の生産従事者	38 その他の製造、修理従事者	塗 装 工
	43 その他の生産従事者	倉庫婦、荷造工、運搬車整備、梱包工、機械掃除工(油 差し及び部品清掃を含む)、織物包装工
	44 単純労働者	資材整理(作業場内)、小使、病院雑役、原料製品運搬 工、糊付雑役、木管整理、器具清掃、作業場内外清掃、 小使(養豚を主とするもの)

品名	單位	數量	備註
工業用油	公升	100	12月15日
工業用油	公升	100	12月15日
工業用油	公升	100	12月15日

12月15日，蘇聯政府決定，將工業用油之分配，由中央統籌，並由各地方工業局，負責分配。此項決定，旨在確保工業生產之穩定，並防止油料之囤積與倒賣。各地方工業局，應根據中央之分配計劃，將油料分配給各工廠及企業。如有違反規定者，將依法嚴懲。此項決定，自12月15日起生效。

12月16日，蘇聯政府決定，將工業用油之分配，由中央統籌，並由各地方工業局，負責分配。此項決定，旨在確保工業生產之穩定，並防止油料之囤積與倒賣。各地方工業局，應根據中央之分配計劃，將油料分配給各工廠及企業。如有違反規定者，將依法嚴懲。此項決定，自12月16日起生效。

12月17日，蘇聯政府決定，將工業用油之分配，由中央統籌，並由各地方工業局，負責分配。此項決定，旨在確保工業生產之穩定，並防止油料之囤積與倒賣。各地方工業局，應根據中央之分配計劃，將油料分配給各工廠及企業。如有違反規定者，將依法嚴懲。此項決定，自12月17日起生效。

12月18日，蘇聯政府決定，將工業用油之分配，由中央統籌，並由各地方工業局，負責分配。此項決定，旨在確保工業生產之穩定，並防止油料之囤積與倒賣。各地方工業局，應根據中央之分配計劃，將油料分配給各工廠及企業。如有違反規定者，將依法嚴懲。此項決定，自12月18日起生效。

紡 織 業 (其の二)

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
事務従事者	51 教 員	一般教育、和裁、洋裁(工場附属教育施設)、一般教育係(工場内)、和裁教師(工場内)、洋裁教師(工場内)
	52 医療保健技術者	看護婦、薬剤師(助手も含む)、保健婦
	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト、文書整理、文書受付発送係、生産調査係(工務課)
	71 会計物品関係事務員	物品出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付
売買及び類似従事者	74 その他の事務員	保健事務、厚生事務
	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
サービス職業従事者	90 保安職業従事者	守 衛
	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(炊事婦蒲団修理婦)、浴場従事者、美容師、クラブ接待婦、炊事婦、構内給食婦、託児所保母
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

第 18

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	24 紡 織 従 事 者	紡織検査工
	25 織物製品製造従事者	裁縫工、中間検査、特殊ミシン、縫製工、仕上工、足袋仕上工、足袋甲馳付工、足袋作業員、裁断工、補修工
その他の生産従事者	44 単 純 労 働 者	雑 役、 準 備
専門的、技術的職業従事者	50 技 術 者	指 導 係
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	庶務係、統計事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事係、留守番

學 生	教 師	學 費	備 註
張 三	李 四	100.00	普通班
王 五	趙 六	120.00	普通班
陳 七	周 八	110.00	普通班
林 九	吳 十	130.00	普通班
黃 十一	孫 十二	140.00	普通班
劉 十三	鄭 十四	150.00	普通班
周 十五	王 十六	160.00	普通班
吳 十七	張 十八	170.00	普通班
孫 十九	李 二十	180.00	普通班
趙 二十一	陳 二十二	190.00	普通班
周 二十三	吳 二十四	200.00	普通班
吳 二十五	孫 二十六	210.00	普通班
孫 二十七	趙 二十八	220.00	普通班
趙 二十九	周 三十	230.00	普通班
周 三十一	吳 三十二	240.00	普通班
吳 三十三	孫 三十四	250.00	普通班
孫 三十五	趙 三十六	260.00	普通班
趙 三十七	周 三十八	270.00	普通班
周 三十九	吳 四十	280.00	普通班
吳 四十一	孫 四十二	290.00	普通班
孫 四十三	趙 四十四	300.00	普通班
趙 四十五	周 四十六	310.00	普通班
周 四十七	吳 四十八	320.00	普通班
吳 四十九	孫 五十	330.00	普通班
孫 五十一	趙 五十二	340.00	普通班
趙 五十三	周 五十四	350.00	普通班
周 五十五	吳 五十六	360.00	普通班
吳 五十七	孫 五十八	370.00	普通班
孫 五十九	趙 六十	380.00	普通班
趙 六十一	周 六十二	390.00	普通班
周 六十三	吳 六十四	400.00	普通班
吳 六十五	孫 六十六	410.00	普通班
孫 六十七	趙 六十八	420.00	普通班
趙 六十九	周 七十	430.00	普通班
周 七十一	吳 七十二	440.00	普通班
吳 七十三	孫 七十四	450.00	普通班
孫 七十五	趙 七十六	460.00	普通班
趙 七十七	周 七十八	470.00	普通班
周 七十九	吳 八十	480.00	普通班
吳 八十一	孫 八十二	490.00	普通班
孫 八十三	趙 八十四	500.00	普通班
趙 八十五	周 八十六	510.00	普通班
周 八十七	吳 八十八	520.00	普通班
吳 八十九	孫 九十	530.00	普通班
孫 九十一	趙 九十二	540.00	普通班
趙 九十三	周 九十四	550.00	普通班
周 九十五	吳 九十六	560.00	普通班
吳 九十七	孫 九十八	570.00	普通班
孫 九十九	趙 一百	580.00	普通班

木材及び木製品製造業

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	26 木材及び木製品製造従事者	製函工、耳新、糊付工、補習(テープエ)、腹押工、クリツパー(合板)、合板工、乾燥工(合板)、木摺結束製材工、テープ貼
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	検査、荷造工
	44 単純労働者	運搬工(木材加工)、雑役
事務従事者	74 その他の事務員	現 場 事 務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊 事 婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

家具及び装備品製造業

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	25 織物製品製造従事者	裁 断 工
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
	44 単純労働者	雑 役 婦
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	26 木製品及び木製品製造従事者	木屑結束(製紙)、乾燥工、検査工、厚板調木工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	製袋工、紙製品仕上工、ニード工、パルプ原木工、製紙検査工、乾燥工、パルプ撰別工、見本折工、節取工(製紙)、ボールドマシン撰別工、検査工、ファイバー工、製紙工、紙裁断工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	紙包装工、スタンプ押工
	44 単純労働者	資材整理、運搬工、小使、雑役(草取りを含む)、作業場清掃婦、荷作り雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、看護婦長
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	労務係、給与係、タイピスト(邦文)
	71 会計、物品関係事務員	物品検収員、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	門衛、受付係
	74 その他の事務員	診療事務、厚生事務、工務事務、設計事務(補助的)、現場事務(補助を含む)
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、世話係(清掃婦)(炊事婦)、湯わかし、浴場従事者、炊事婦、構内給食婦、雑役(社宅関係)理髪師(雑務を含む) クラブ接待婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

種別	著者	書名
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘
小説	三浦 綾子	海軍少佐の娘

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	検査工、ペラフィン加工、乾燥工、紙幣凸版乾燥、紙製品仕上工（印刷工場）、紙加工（印刷工場）及び折加工
	28 印刷製本従事者	植字工、文撰工、製本工、鉛版工（紙型裏張り）、新聞解版工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、荷造工、梱包工、機械掃除、印刷物包装工
	44 単純労働者	小使、病院雑役、荷物運搬婦、作業場内外清掃、その他雑役
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	助産婦
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	労務係、給与係
	71 会計物品関係事務員	現金出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付、病院受付
	74 その他の事務員	懸賞係、附録係、営業事務、販売事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	販売部員（製品直売）
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮管理人、寮世話係（清掃婦、炊事婦）、調理士、炊事婦、被服補助係
サービス職業従事者	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦

化 学 工 業 (其の一)

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	カーバイト撰別工、マンガン鉄仕上工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電極ケース作り、電刷子加工、コイル巻工
	24 紡織従事者	布糸の洗滌漂白工、濾布修理工
	27 パルプ、紙、紙製品製造従事者	パルプ撰別工(レーヨン)
	30 ゴム製品製造従事者	押出工
	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	石綿工
	35 化学薬品製造及関連作業従事者	医薬品小分工、洗腸工(薬品)、メタノール充填、抽出補助(製薬)、製薬工、乾燥工(製薬)、蒸分け(石灰)、電炉製品工(カーバイト)、肥料撰別工、袋詰工(石灰窒素肥料)
	37 油脂及び油脂製品製造従事者	石鹼工、石鹼撰別工、石鹼型打工、乾燥工(石鹼)
その他の生産従事者	38 その他の製造修理従事者	食塩検査工、炭酸ソーダ工、多岐工(火の調節)
	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、荷造工、梱包工、開俵工、レッテル貼り、包装雑役、包装工(ゼラチン、薬品、石鹼、染料)、機械掃除
	44 単純労働者	小使、病院雑役、濾布洗、乾燥窯火たき、作業場内外清掃、器具清掃、その他の雑役

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的 職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、助産婦、保健婦、栄養士
	54 その他の専門的 職業従事者	化学研究員
事務従事者	70 文書、人事関係 事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト(邦文)、文書整理、図書貸出整理係
	71 会計、物品関係 事務員	物品出納係、物品検収員、計量員
	72 交通、通信関係 事務員	電話交換手
	73 広接関係事務員	事務所受付、病院受付、会社給仕
	74 その他の事務員	販売事務、営業事務、輸送係事務、現場事務(補助を含む)、診療事務、厚生事務(社宅管理事務を含む)、記録事務(原料燃料記録も含む)、写真記録事務
サービス職業従事者	90 保安職業従事者	踏切番
	91 家事サービス従事者	付添婦
	92 対個人サービス 従事者	寮母、浴場従事者、調理士、舎監、構内給食婦、炊事婦寮世話係(清掃婦、炊事婦、蒲団修理婦)、湯わかし
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦

石油及び石炭製品製造業

1954年8月現在 婦人労働力調査

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	製 缶 工
	29 石油及び石炭製品製造従事者	製品消火撲別、豆炭作業員
専門的、技術的職業従事者	54 その他の専門的職業従事者	性能試験員
事務従事者	71 会計、物品関係事務員	現金出納事務員
	74 その他の事務員	倉庫係、試験係事務員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	炊事婦、寮母、寮の管理人
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

1951

項目	金額	備註
1. 1. 1.	30.00	1. 1. 1.
2. 2. 2.	30.00	2. 2. 2.
3. 3. 3.	30.00	3. 3. 3.
4. 4. 4.	30.00	4. 4. 4.
5. 5. 5.	30.00	5. 5. 5.
6. 6. 6.	30.00	6. 6. 6.
7. 7. 7.	30.00	7. 7. 7.
8. 8. 8.	30.00	8. 8. 8.
9. 9. 9.	30.00	9. 9. 9.
10. 10. 10.	30.00	10. 10. 10.
11. 11. 11.	30.00	11. 11. 11.
12. 12. 12.	30.00	12. 12. 12.
13. 13. 13.	30.00	13. 13. 13.
14. 14. 14.	30.00	14. 14. 14.
15. 15. 15.	30.00	15. 15. 15.
16. 16. 16.	30.00	16. 16. 16.
17. 17. 17.	30.00	17. 17. 17.
18. 18. 18.	30.00	18. 18. 18.
19. 19. 19.	30.00	19. 19. 19.
20. 20. 20.	30.00	20. 20. 20.
21. 21. 21.	30.00	21. 21. 21.
22. 22. 22.	30.00	22. 22. 22.
23. 23. 23.	30.00	23. 23. 23.
24. 24. 24.	30.00	24. 24. 24.
25. 25. 25.	30.00	25. 25. 25.
26. 26. 26.	30.00	26. 26. 26.
27. 27. 27.	30.00	27. 27. 27.
28. 28. 28.	30.00	28. 28. 28.
29. 29. 29.	30.00	29. 29. 29.
30. 30. 30.	30.00	30. 30. 30.
31. 31. 31.	30.00	31. 31. 31.
32. 32. 32.	30.00	32. 32. 32.
33. 33. 33.	30.00	33. 33. 33.
34. 34. 34.	30.00	34. 34. 34.
35. 35. 35.	30.00	35. 35. 35.
36. 36. 36.	30.00	36. 36. 36.
37. 37. 37.	30.00	37. 37. 37.
38. 38. 38.	30.00	38. 38. 38.
39. 39. 39.	30.00	39. 39. 39.
40. 40. 40.	30.00	40. 40. 40.
41. 41. 41.	30.00	41. 41. 41.
42. 42. 42.	30.00	42. 42. 42.
43. 43. 43.	30.00	43. 43. 43.
44. 44. 44.	30.00	44. 44. 44.
45. 45. 45.	30.00	45. 45. 45.
46. 46. 46.	30.00	46. 46. 46.
47. 47. 47.	30.00	47. 47. 47.
48. 48. 48.	30.00	48. 48. 48.
49. 49. 49.	30.00	49. 49. 49.
50. 50. 50.	30.00	50. 50. 50.
51. 51. 51.	30.00	51. 51. 51.
52. 52. 52.	30.00	52. 52. 52.
53. 53. 53.	30.00	53. 53. 53.
54. 54. 54.	30.00	54. 54. 54.
55. 55. 55.	30.00	55. 55. 55.
56. 56. 56.	30.00	56. 56. 56.
57. 57. 57.	30.00	57. 57. 57.
58. 58. 58.	30.00	58. 58. 58.
59. 59. 59.	30.00	59. 59. 59.
60. 60. 60.	30.00	60. 60. 60.
61. 61. 61.	30.00	61. 61. 61.
62. 62. 62.	30.00	62. 62. 62.
63. 63. 63.	30.00	63. 63. 63.
64. 64. 64.	30.00	64. 64. 64.
65. 65. 65.	30.00	65. 65. 65.
66. 66. 66.	30.00	66. 66. 66.
67. 67. 67.	30.00	67. 67. 67.
68. 68. 68.	30.00	68. 68. 68.
69. 69. 69.	30.00	69. 69. 69.
70. 70. 70.	30.00	70. 70. 70.
71. 71. 71.	30.00	71. 71. 71.
72. 72. 72.	30.00	72. 72. 72.
73. 73. 73.	30.00	73. 73. 73.
74. 74. 74.	30.00	74. 74. 74.
75. 75. 75.	30.00	75. 75. 75.
76. 76. 76.	30.00	76. 76. 76.
77. 77. 77.	30.00	77. 77. 77.
78. 78. 78.	30.00	78. 78. 78.
79. 79. 79.	30.00	79. 79. 79.
80. 80. 80.	30.00	80. 80. 80.
81. 81. 81.	30.00	81. 81. 81.
82. 82. 82.	30.00	82. 82. 82.
83. 83. 83.	30.00	83. 83. 83.
84. 84. 84.	30.00	84. 84. 84.
85. 85. 85.	30.00	85. 85. 85.
86. 86. 86.	30.00	86. 86. 86.
87. 87. 87.	30.00	87. 87. 87.
88. 88. 88.	30.00	88. 88. 88.
89. 89. 89.	30.00	89. 89. 89.
90. 90. 90.	30.00	90. 90. 90.
91. 91. 91.	30.00	91. 91. 91.
92. 92. 92.	30.00	92. 92. 92.
93. 93. 93.	30.00	93. 93. 93.
94. 94. 94.	30.00	94. 94. 94.
95. 95. 95.	30.00	95. 95. 95.
96. 96. 96.	30.00	96. 96. 96.
97. 97. 97.	30.00	97. 97. 97.
98. 98. 98.	30.00	98. 98. 98.
99. 99. 99.	30.00	99. 99. 99.
100. 100. 100.	30.00	100. 100. 100.

ゴ ム 製 品 製 造 業

1954 年 8 月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	24 紡織業従事者	織機係（ホースの外被作り）
	25 織物製品製造従事者	押 鋸 工（地下足袋工） 布断、ミシン工（地下足袋）、縫製工（地下足袋のアイロンかけ及び表布）、
	30 ゴム製品製造従事者	ふり工（ロール工）、成型工（手袋、クツ、合羽） 準備工（踵仕上、中底ふき）、押出工、仕上工（地下足袋）、精練加流、サクシヨン（工業用ホース補強） プレス工、検査工（手袋、地下足袋の穴）、テープ貼工、張付工（タイヤ）、ラバーバルブ（タイヤチューブの空気入口作り）、下張加工（地下足袋）、底つけ工（運動靴）
	38 その他の製造修理従事者	画工（タイヤのマーク書き）、
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	包装工（ゴム製品）、
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	タイプ（和 洋） 人事（労務係）、
	74 その他の事務員	現 場 事 務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮 世 話 係（炊 事 係）

ゴ
ム

皮
革

ガ
ラ
ス

一
次
金

金

属

機

械

電

気

輸
送
機

医
療
機

其
の
他

皮革及び皮革製品製造業

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造業従事者	44 単純労働者	雑 役（銅釘伸ばし）
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮世話係（炊事係）

皮
革

ガ
ラ
ス

一
次
金

金

属

機

械

電
気

輸
送
機

医
療
機

其
の
他

重慶市商品零售額統計表

品名	單位	數量	金額
(一) 糧食	斤	1000	10000
(二) 油類	斤	500	5000
(三) 肉類	斤	200	2000
(四) 蛋類	斤	100	1000
(五) 蔬菜	斤	3000	30000
(六) 水果	斤	1000	10000
(七) 其他	斤	1000	10000
合計			

重慶市批發零售額統計表

品名	單位	數量	金額
(一) 糧食	斤	1000	10000
(二) 油類	斤	500	5000
(三) 肉類	斤	200	2000
(四) 蛋類	斤	100	1000
(五) 蔬菜	斤	3000	30000
(六) 水果	斤	1000	10000
(七) 其他	斤	1000	10000
合計			

重慶市工業產品產量統計表

品名	單位	數量	金額
(一) 棉織品	件	1000	10000
(二) 絲織品	件	500	5000
(三) 毛織品	件	200	2000
(四) 麻織品	件	100	1000
(五) 紙張	張	3000	30000
(六) 印刷品	張	1000	10000
(七) 其他	張	1000	10000
合計			

重慶市商業貿易統計表

品名	單位	數量	金額
(一) 百貨	件	1000	10000
(二) 雜貨	件	500	5000
(三) 文具	件	200	2000
(四) 玩具	件	100	1000
(五) 其他	件	3000	30000
合計			

ガラス及び土石製品製造業（其の一）

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱、採石従事者及び類似従事者	10 採掘従事者	粘土採取婦、 珪石採取婦、
製造修理従事者	32 土石、陶磁器セメント及びガラス製品製造従事者	陶磁器仕上工、陶磁器焼成工、転写絵付工、施釉工、陶器成型工、竈結工、陶器粧飾仕上工、タイル竈結工、粘掛検査工、素地検査工、陶器仕上工、竈組手、カレット洗滌機別、ニス除工、原石の撰鉱工、製品検査工、転写印刷工、画工、ロクロ仕上工、すりは工、製瓦機別工、青仕上工、ガラス機別工、ガラス容器、製板ガラス係、硝子切加工、硝子検査工、製壺機別工、硝子溶解工、製砕工、（煉瓦にする粉を作る。）
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫婦、倉庫仲仕、煉瓦荷造工、梱包工、製陶輪詰工、包装袋検収工、袋詰工（セメント、ソーダ灰、石灰、ガラス）、
	44 単純労働者	麻袋修理、その他雑役、荷物運搬工、原料運搬工、病院雑役、小使、資料整理（作業場）、
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦
専門的、技術的職業従事者	54 その他の専門的職業従事者	工場附属教育施設（生花）
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	給与係、図書事務員、タイピスト、文書受付発送係
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、現金出納係、経理係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書、厚生係、設計事務（補助）、倉庫係、現場事務（補助を含む）、

ガラス及び土石製品製造業（其の二）

1954年8月現在 婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的 職業従事者	80 商品販売仕入従 事者	社内購買部員、
サービス職業従 事者	92 対個人サービス 従事者	寮母、寮世話係（炊事婦）、浴場従事者、クラブ管 理人、クラブ接待婦、構内給食婦、炊事婦、湯わか し、

昭和十一年三月三十一日現在

品名	数量	単位
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

第一次金屬製造業（其の一）

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
採鉱、採石従事者及び類似従事者	13 選別破砕従事者	選 鉱 婦
製造修理従事者	20 金屬加工従事者	鋳物中子工、芯取工、器具工、金屬プレス工、研磨工、板金工、材料摘別工、穴明工、疵取工、調砂工（抄塗り）、鍛鉄工、伸線工、引抜員（圧延伸張）、化煉工、芯金工、丸鋼補助工、煙板工、鋼材工、整備工（精練）、仕上工（やすり）、繰抜工、アイロン組立工、研削材仕上工、検査工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電線被装工、電線結束作業、プレス工（受信管、メートル部品）
	24 紡織従事者	麻返工、屑線摘別
	32 土石、陶磁器、セメント及びガラス製品製造従事者	珓瑯かけ工、炉材係
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	カソード板洗い
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、倉庫仲仕、荷ほどき工、荷造工、鉱車整備工、硫酸包装工、袋詰工（硫化亜鉛）
	44 単純労働者	資材整理（作業場）、原料運搬工、荷物運搬工、作業場内外清掃、器具清掃、包装袋検収工、その他雑役（手袋縫布も含む）
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	内科医師、看護婦、助産婦
	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員（補助も含む）、性能試験員

第一次金屬製造業（其の二）

1954年8月現在、婦人労働局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、給与係、一般庶務、文書受付発送係、タイピスト（邦文）
	71 会計、物品関係事務員	物品計量員（鉱石）、経理係、原価計算事務、現金出納係
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	73 応接関係事務員	事務書受付、会社給仕
	74 その他の事務員	一般事務、厚生事務、倉庫係、設計事務（補助的）、現場事務（補助的も含む）
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係（清掃婦、炊事婦）、洗濯工（アイロン掛を含む）、理髪師、クラブ管理人、クラブ接待婦、炊事婦、構内給食婦、病院世話係、被服補綴係、精米婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃除人、衛生婦

金 属 製 品 製 造 業

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物中子工、機械補助工(ケレン)、機械分解工、旋盤工、研磨工、金属プレス工、面削工、貨幣技能職
	26 木材及び木製品製造従事者	木工、挽物工、検査工、ミシン工(ミシンカッター)
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	機械部品掃除、部品包装
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	歯科技工士
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、統計事務、
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係
	74 その他の事務員	営業事務
売買及び類似従事者	80 商品販売仕入従事者	社内購売部員
サービス職業従事者	90 保安職業従事者	守 衛
	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係(清掃婦、炊事婦)、洗濯工(アイロン掛工を含む)、クラブ接待婦
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

會計出納簿

1934年1月1日	現金	100.00	前次結算	100.00	
1月2日	支取	50.00	1月3日	收入	20.00
1月5日	支取	30.00	1月8日	收入	10.00
1月10日	支取	20.00	1月12日	收入	15.00
1月15日	支取	10.00	1月18日	收入	5.00
1月20日	支取	5.00	1月22日	收入	3.00
1月25日	支取	2.00	1月28日	收入	1.00
1月30日	支取	1.00	1月31日	收入	0.50
2月1日	支取	0.50	2月3日	收入	0.20
2月5日	支取	0.20	2月8日	收入	0.10
2月10日	支取	0.10	2月12日	收入	0.05
2月15日	支取	0.05	2月18日	收入	0.02
2月20日	支取	0.02	2月22日	收入	0.01
2月25日	支取	0.01	2月28日	收入	0.00
2月30日	支取	0.00	2月31日	收入	0.00

機 械 製 造 業

1954年8月現在、婦人労働局調査

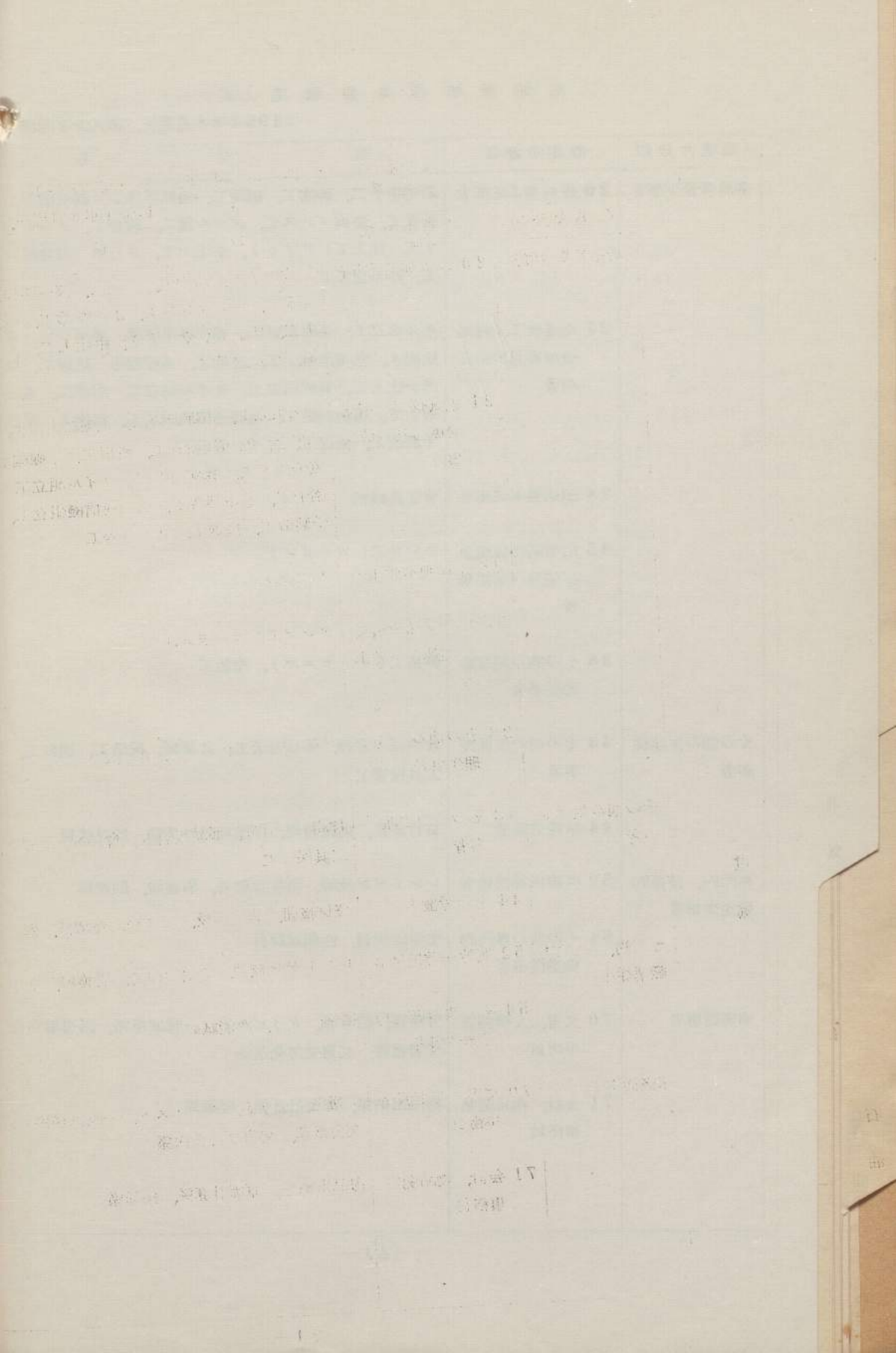
職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳型工、鋳物中子工、鋳鍛工、鋳物酸洗工、鋳物砂落工、芯取工、ボルト工、旋盤工、メッキ工、製缶工、検査工、仕上工（やすり）、仕上工（ペローズ）、成型工（インライト）、彫刻工
	24 紡織従事者	織布工（機械検査）、木管検収工
	26 木材及び木製品製造従事者	衣桁係、罫書工（木管作業）、組立工
	38 その他の製造修理従事者	塗 装 工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫職、荷造工、機械掃除、工具保管工、部品包装工
	44 単純労働者	資材整理、小使、火たき、鉄屑運搬、作業場清掃
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健従事者	看 護 婦
	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員（補助含む）
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	人事係、労務係、給与係、一般庶務係、タイピスト
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、保健事務、設計事務（補助的）
事務従事者	72 交通通信関係事務員	電話交換手（内外線）
	73 応接関係事務員	門衛受付、事務所受付、会社給仕、秘書
	74 その他の事務員	記録工、保健事務、倉庫係、設計事務（補助的）、営業事務、現物事務（補助的を含む）、株式事務
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、寮世話係（清掃婦、炊事婦）、調理士、クラブ管理人、炊事婦、構内給食婦、湯わかし
	93 その他のサービス職業従事者	掃 除 人

職 名	職 責	備 考
主任技師	主任技師	主任技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師
技師	技師	技師

電 気 機 械 器 具 製 造 業 (其の一)

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物中子工、鋳物工、調刻工、機械製作工、機械組立工 検査工、金属プレス工、ボール盤工、鍍金工、ターレット工、仕上工(やすり)、手仕上工、メーカー総合組立工、ねち立て工
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	電気組立工、電線被装工、電線結束作業、準備作業、電極磨き、乾電池検査工、段取工、電線編組、絶縁工、整流子仕上工、巻線組立工、コイル組立工、配線工、電圧素子工、電線製造工、電機通信機組立工、結線工、回転子製造工、捲線工、コイル巻工
	28 印刷製本従事者	青写真裁断
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	ケレン工(カーボン)
	38 その他の製造修理従事者	調整工(ハーモニカ)、塗装工
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、部品包装工、倉庫婦、荷造工、梱包工、工具保管工
	44 単純労働者	資材整理、病院雑役、作業場内外清掃、器具清掃
専門的、技術的職業従事者	52 医療保健技術者	レントゲン技師、衛生管理者、看護婦、助産婦
	54 その他の専門的職業従事者	化学研究員、性能試験員
事務従事者	70 文書、人事関係事務員	労務係、給与係、タイピスト、一般庶務係、図書事務員 文書整理、文書受付発送係
	71 会計、物品関係事務員	物品出納係、原価計算係、経理係



電 気 機 械 器 具 製 造 業 (其の二)

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
事務従事者	72 交通・通信関係 事務員	電話交換手(内外線)
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書
	74 その他の事務員	保健事務、厚生事務、工務事務、設計事務(補助的)、 現場事務(補助的含む)
サービス職業従 事者	92 対個人サービス 従事者	寮母、寮世話係(清掃婦、炊事婦)、浴場従事者、炊事 婦、構内給食婦
	93 その他のサービ ス職業従事者	掃除人、衛生婦

輸
送
機

医
療
機

其
の
他

仙居 仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

卷之八 藝文志

詩

仙居縣志

輸送用機械器具製造業（其の一）

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鑄造工、鑄型工、鋳物中子工、鋳物工、芯取工、鋳物砂落工、施盤工、研磨工、金属プレス工、メッキ工、検査工、鋸、釘、ビス、検査工、ダイキャスト工、仕上工、
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	捲線工、
	22 運輸装置製造従事者	組立仕上工、クリーニング工（清掃） 自動車検査工、撰別（サンド工、グリット工） 調整工（自動車）、洗滌工（車軸）、バット捲工、
	24 紡織従事者	織布工、整経工、
	26 木材、及び木製品製造従事者	製材工、木工、自動車ガラス内張り、
	28 印刷製本従事者	青写真裁断、
	31 皮革及び皮革製品製造従事者	皮革加工工、乾燥工（ゼラチン）、混合工、（ゼラチン）、
	38 その他の製造修理従事者	塗装工、
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	倉庫品の管理、倉庫婦、部品包装工、
	44 単純労働者	残品運搬、病院雑役、煉瓦運搬、原料製品運搬、作業場内外清掃婦、船内掃除工、荷物運搬、小使荷物運搬、

中華民國二十九年九月一日

（一）關於本會之組織及職權

本會定名為「中華民國教育學會」

第一章 總則
第一條 本會定名為「中華民國教育學會」
第二條 本會之宗旨在研究教育學術，改進教育行政，促進教育事業，以謀教育之發展。
第三條 本會之組織如下：
（一）會員
（二）理事會
（三）監事會
（四）常務委員會
（五）各專門委員會

第二章 會員
第四條 凡具有下列條件之一者，得為本會會員：
（一）具有中華民國國籍者。
（二）具有大學以上程度者。
（三）具有教育行政或教育學術方面之專門知識或經驗者。
（四）具有社會地位或經濟能力者。
（五）具有其他足以證明其對教育事業有貢獻者。

第三章 理事會
第五條 本會設理事會，由會員選舉之。
第六條 理事會之職權如下：
（一）研究教育學術，改進教育行政，促進教育事業。
（二）選舉及罷免監事。
（三）選舉及罷免常務委員。
（四）選舉及罷免各專門委員會委員。
（五）審核預算及決算。
（六）審核會員資格。
（七）其他重要事項。

第四章 監事會
第七條 本會設監事會，由會員選舉之。
第八條 監事會之職權如下：
（一）監督理事會之執行。
（二）審核預算及決算。
（三）審核會員資格。
（四）其他重要事項。

第五章 附則
第九條 本會之經費由會員捐助，或由社會捐助，或由政府補助。
第十條 本會之辦事處設於南京。
第十一條 本會之秘書長由理事會聘任之。
第十二條 本會之各專門委員會由理事會聘任之。

運 送 用 機 械 器 具 製 造 業 (其の二)

1954年8月現在、婦人労働局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
専門的、技術的 職業従事者	52 医療保健技術者	看護婦、特殊写真工、薬剤師(助手も含む)、
	54 その他の専門的 職業従事者	工場付属教育施設(生花)、
事務従事者	70 文書人事関係事 務員	人事係、一般庶務係、文書整理、謄写筆録者、タイ ピスト(邦、英文テレタイプ)文書発送受付係、
	71 会計物品関係事 務員	経理係、
	72 交通通信関係事 務員	電話交換手(内、外線)
	73 応接関係事務員	事務所受付、会社給仕、秘書、
	74 その他の事務員	記録工、一般事務、診療事務、保健事務、厚生事務、 営業事務、設計事務(補助的)、現場事務(補助的 も含む)、
売買及び類似従 事者	80 商品販売仕入従 事者	社内購買部員
サービス職業従 事者	92 対個人サービス	寮母、寮世話係(清掃婦、炊事婦)、浴場従事者、 クラブ接待婦、調理士、炊事婦、構内給食婦、 被服補綴係、病院世話係(下足番も含む)
	93 その他のサービ ス職業従事者	掃除人、衛生婦、

(二〇二) 新 刊 本 目 録 表
 昭和 八 年 九 月 日 出 版 日 付 表

著 者	書 名	頁 数
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁
新 井 隆 夫	新 井 隆 夫 著 説 話 集	128 頁

医療機械、理化学機械、写真機
光学機械器具、及び時計製造業

1954年8月現在、婦人少年局調

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	鋳物工、ボール盤工、時計組立工、
	21 電気技工、電気機械器具製造従事者	真空管検査工、真空管調整工、
	23 その他の金属製品製造従事者	光学機械器具組立工、レンズ研磨工、レンズ検査工、レンズ芯出工、精研工、レンズ調整工、レンズ化学工、カメラ組立工、
	38 その他の製造修理従事者	塗装工、
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	工具保管工、部品包装工、体温計包装工、
	44 単純労働者	小使、病院雑役、
専門的、技術的職業従事者 事務従事者	52 医療保険技術者	衛生管理者、看護婦、
	70 文書人事関係事務員	労務係、
	71 会計、物品用係事務員	原価計算係、
	72 交通通信関係事務員	電話交換手（内外線）、
	74 その他の事務員	記録工、厚生事務、倉庫係、設計事務（補助的）、
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	寮母、クラブ管理人、炊事婦、
	93 その他のサービス職業従事者	掃除婦、衛生婦、

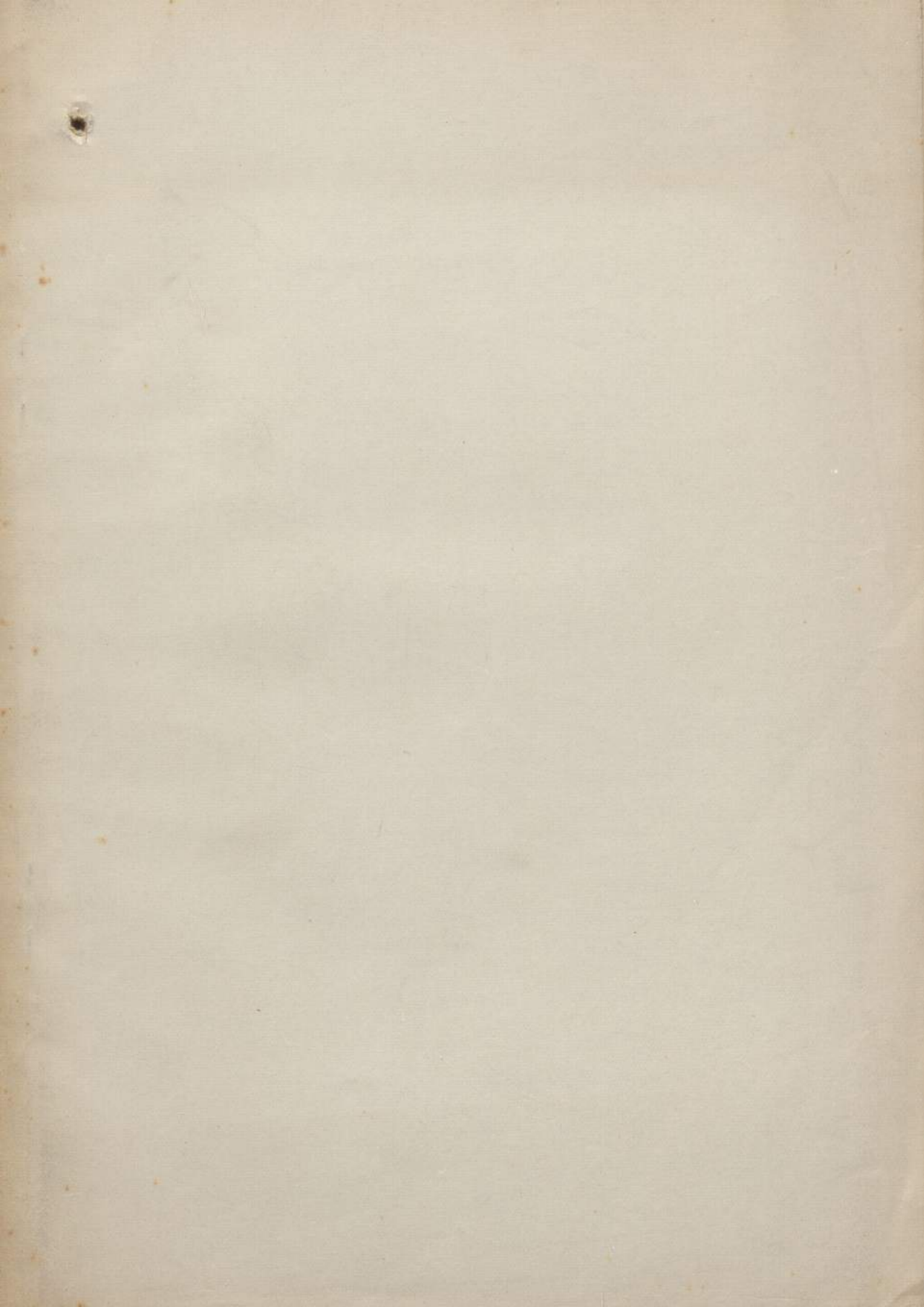
そ の 他 の 製 造 業

1954年8月現在、婦人少年調査

職業大分類	職業中分類	職 種 名
製造修理従事者	20 金属加工従事者	金属プレス工、鍍金工、楽器プレス工、抽みがき（ミシン針）、面削工、裏摺工、縫針選別工、穴明工、デレタ検査工、縫針製造工、縁すり工、折曲文切工、鉦センターレス工（ミシン）、
	30 ゴム製品製造従事者	合羽貼場係、布敷、製品検査工、
	35 化学薬品製造及び関連作業従事者	マツチ横壁工、マツチ仕上工、
	38 その他の製造修理従事者	調整工（ハーモニカ）、壁装工、
その他の生産従事者	43 その他の生産従事者	工具保管工、レッテル貼り、マツチ包装工、楽器包装工、マツチ封貼工、
	44 単純労働者	原料運搬工、ベケ整理
専門的、技術的職業従事者 事務従事者	52 医療保健技術者	看護婦、
	70 文書、人事関係事務員	給与係、文書受付発送係、
	72 交通、通信関係事務員	電話交換手（内、外線）、
	74 その他の事務員	診察事務、厚生事務、現場事務（補助的含む）、
サービス職業従事者	92 対個人サービス従事者	クラブ管理人、
	93 その他のサービス職業従事者	掃除人、

其
の
他

1934年8月1日	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号
第100号	第100号	第100号



正 誤 表

頁	行	誤	正
2	6	日本評準産業中分類	日本評準産業分類中分類
2	7	製 造 業、食糧品製造業	の中間に太線が入る
2	10	二 の 項	こ の 項
9	6	一 の 項	こ の 項
9	12	労 働 者	労 働 省
10	11	労 働 者	労 働 省
11	10	そ の 多	そ の 他
14	1	勤続年 二、七和	勤続年数二、七年
15	5	多いことが裏付しているが	多いことを裏付しているが
15	10	労 働 者	労 働 省
19	3	その条 は	その条件は
22	9	前	必要なし
22	10	ことである	などである
22	15	前掲家庭	前 掲 家
27	7	三、家計	3. 家 計
31	15	不 明(見出し)	ロ
33	1	あけられる	あけられている
35	21	結 婚 に	結 婚 前 に
36	1	世 し く	正 し く

